

令和 2 年度外務省 ODA 評価

「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件 の評価（第三者評価） についての分析・評価手法の提案」

別冊

令和 3 年 3 月

分析主任：アジア経済研究所新領域研究センター
上席主任調査研究員 佐藤 寛
シニアアドバイザー：専修大学経済学部教授 稲田 十一

株式会社 国際開発センター

目次

別冊 1 主要参考資料リスト	1
別冊 2 外務省が実施する二国間無償資金協力	6
別冊 3 外務省が実施する二国間無償資金協力の第三者 ODA 評価 (2017 年度から 2019 年度の 4 件)	8
別冊 4 他の外務省資料における個別案件に係る参考情報	27
別冊 5 JICA の評価に関する参考情報	32
別冊 6 他ドナーと他分野の評価に関する参考情報	33
別冊 7 現行評価手法 (ODA 評価ガイドライン) と比べた本業務の提案 事項	36

別冊 1 主要参考資料リスト (URL は 2021 年 2 月時点)

(1) 外務省が実施する無償資金協力に関連する資料

1-1: 外務省 ODA 評価: 無償資金協力個別案件の評価

- 平成 25 年度(2013 年度)ペルーに対する次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の評価 (第三者評価)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100050999.pdf> (概要)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100051059.pdf> (本文)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100051060.pdf> (別冊)
- 2013 年度(平成 25 年度)トーゴに対するノンプロジェクト無償資金協力の評価(第三者評価)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000496678.pdf> (概要)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000496683.pdf> (本文)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000496689.pdf> (別冊)
- 無償資金協力個別案件の評価(第三者評価)(2013 年度ヨルダンに対する「シリア・アラブ共和国から流出した難民等に対する緊急無償資金協力」、2014 年度パレスチナ自治区に対する「ノンプロジェクト無償資金協力」)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000358906.pdf> (概要)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000358922.pdf> (本文、添付資料)
- 令和元年度外務省実施分無償資金協力事後評価(内部評価)結果
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100127796.pdf>
- 平成 30 年度外務省実施分無償資金協力事後評価(内部評価)結果
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000553393.pdf>
- 平成 29 年度外務省実施分無償資金協力事後評価(内部評価)結果
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000434023.pdf>

1-2: 外務省 ODA 評価: その他

- ODA 評価のサイト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>
- ODA 評価ガイドライン第 13 版(令和 2 年 6 月)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html
- 2017 年度外務省 ODA 評価調査「外交の視点からの評価拡充に向けた試行結果」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000369135.pdf>
- 2016 年度「無償資金協力「日本方式」の普及の第三者評価」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000249582.pdf>
- 2015 年度外務省 ODA 評価「食糧援助(KR)の評価(第三者評価)」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/kr/sk11_01_index.html
- 2019 年度外務省 ODA 評価「フィリピン国別評価(第三者評価)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100052427.pdf>
- ODA 評価年次報告 2019
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100013472.pdf>
- 2014 年度「過去の ODA 評価案件(2003~2013 年度)のレビュー(第三者評価)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076538.pdf>
- 2010 年度「政策レベルの ODA 評価(手法・体制)にかかる調査」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/pdfs/10_oda_hyoka_tyosa.pdf

1-3: 外務省: その他の主要参考サイトや資料名

- 政策評価法に基づく事前・事後評価のサイト
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

- 政策評価法に基づく事前評価書「ミャンマー国ヤンゴン南部水供給計画」(外務省が実施する無償資金協力)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_001016.html
- 政策評価法に基づく事前評価書「ミャンマー国電力供給緊急改善計画」(外務省が実施する無償資金協力)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_000811.html
- 政策評価法に基づく事前評価書「フィリピン国ダバオ市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備計画」(外務省が実施する無償資金協力)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_000850.html
- 政策評価のサイト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>
- 平成 30 年度外務省政策評価書
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000394378.pdf>
- 外務省政策評価アドバイザー・グループ第 32 回会合議事録
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page23_003031.html
- 予算・決算・財務：行政事業レビューのサイト
https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/yosan_kessan/kanshi_kouritsuka/gyosei_review/index.html
- 行政事業レビュー令和元年度既存事業一覧「施策 VI-1 経済協力(0143 無償資金協力)」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/fa/page22_003442.html#section12
- 開発協力適正会議のサイト
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/index.html
- 開発協力適正会議第 52 回会合「モルディブ経済社会開発計画準備調査案件概要書」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100095531.pdf>
- 開発協力白書・参考資料集のサイト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>
- 2019 年版開発協力参考資料集
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100071505.pdf>
- 政府開発援助(ODA)白書 2004 年版資料「ノン・プロジェクト無償(経済構造改善努力支援無償資金協力)」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/shiryo/index.html
- ODA 案件検索のサイト
<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/search.php>
- ODA 国別約束情報(年度別交換公文(E/N)データ)のサイト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html>
- 2013 年度開発援助調査研究業務「ノン・プロジェクト無償資金協力による医療機器供与案件に係るフォローアップ調査」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072998.pdf>
- 外交青書のサイト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>

1-4 調達代理機関の契約情報サイト

- クラウンエージェントの契約情報のサイト
<https://www.crownagents.com/procurement/japan-procurement/contract-awards/>
- 日本国際協カシステムの契約情報のサイト
<https://www.jics.or.jp/choutatsu/result.html>

1-5 その他

- 会計検査院「平成 30 年度決算検査報告」(無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与

資金の効率的な活用について)

<https://report.jbaudit.go.jp/org/h30/2018-h30-0129-0.htm>

- 行政事業レビューのサイト
<https://www.gyokaku.go.jp/review/review.html>
- 2013 年度秋のレビュー特設ページ(「無償資金協力」の論点・配布資料リンク含)
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyokaku/h25_fall/index.html
- 2016 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai26/siryou1.pdf>

(2) JICA

- 事業評価のサイト
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>
- 事業評価案件検索のサイト
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>
- JICA 事業評価ガイドライン(第 2 版)
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/guideline_ver.02.pdf
- JICA 事業評価ハンドブック(Ver.1.1)
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/ku57pq00001pln38-att/handbook_ver01.pdf

(3) 他ドナー(サイトの情報に関する備考は一部別冊 4 に記載)

3-1 米国

- Foreign Assistance Evaluations のサイト
<https://www.state.gov/foreign-assistance-resource-library/foreign-assistance-evaluations/>
- Department of State Program and Project Design, Monitoring, and Evaluation Policy (2018)
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2018/12/Department-of-State-Program-and-Project-Design-Monitoring-and-Evaluation-Policy.pdf>
- Program Design and Performance Management Toolkit(2018)
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2018/12/Program-Design-and-Performance-Management-Toolkit.pdf>
- Evaluation Statement of Work Checklist
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2018/12/Evaluation-Statement-of-Work-Checklist.pdf>
- Joint Strategic Plan of the U.S. Department of State and USAID for Fiscal Years 2018 to 2022
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2018/12/Joint-Strategic-Plan-FY-2018-2022.pdf>
- United States Department of State, United States Agency for International Development “FY 2021 Annual Performance Plan FY 2019 Annual Performance Report”
https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/08/FY-2021-APP-FY-2019-APR_State_USAID_FINAL-508.pdf
- Congressional Budget Justification Department of State, Foreign Operations, and Related Programs Fiscal Year 2021
<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/02/FY-2021-CBJ-Final-508compliant.pdf>
- Development Experience Clearinghouse のサイト
<https://dec.usaid.gov/dec/home/Default.aspx>

- FOREIGNASSISTANCE.gov のサイト
<https://www.foreignassistance.gov>
- Department of Agriculture Foreign Agricultural Service Food for Progress のサイト
<https://www.fas.usda.gov/programs/food-progress>

3-2 英国

- DFID's International Development Evaluation Policy (2013)
<https://www.gov.uk/government/publications/dfid-evaluation-policy-2013>
- DFID Evaluations completed のサイト
<https://www.gov.uk/government/collections/evaluations-completed-april-2018-to-march-2019>
- Project Completion Guidance UK Aid Match
https://www.ukaidmatch.org/wp-content/uploads/2020/09/UK-Aid-Match-Project-Completion-Guidance_Aug2020.pdf
- ICAI (Independent Commission for Aid Impact) The current state of UK aid: A synthesis of ICAI findings from 2015 to 2019
<https://icai.independent.gov.uk/report/the-current-state-of-uk-aid/>
- ICAI (Independent Commission for Aid Impact) The changing nature of UK aid in Ghana Country portfolio review February 2020
<https://icai.independent.gov.uk/wp-content/uploads/ICAI-Ghana-review.pdf>
- Development Tracker のサイト
<https://devtracker.fcdo.gov.uk/>

3-3 ドイツ

- GIZ “GIZ's evaluation system: Central project evaluations for BMZ business”(2018)
https://www.giz.de/en/downloads/GIZ_EVAL_EN_ZPE_BMZ%20business.pdf
- GIZ “Evaluation Report 2017 Knowing What Works”
<https://www.giz.de/en/downloads/giz2017-en-evaluierungsbericht.pdf>
- GIZ's の文書検索サイト
<https://mia.giz.de/esearcha/browse.tt.html>
- GIZ の Project data サイト
https://www.giz.de/projektdaten/index.action?request_locale=en_GB
- Deval(German Institute for Development Evaluation) の Evaluation programme サイト
<https://www.deval.org/en/evaluations.html>
- Deval “What We Know About the Effectiveness of Budget Support Evaluation Synthesis 2017”
https://www.deval.org/files/content/Dateien/Evaluierung/Berichte/2017/DEval_Synthesen_Bericht_2017_EN_bffinal.pdf
- Deval “Health Systems Strengthening in German Development Cooperation Desk Study 2016”
https://www.deval.org/files/content/Dateien/Evaluierung/Berichte/2016_DEval_HSS%20Desk%20Study.pdf

3-4 フランス

- 欧州・外務省の評価サイト
<https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/politique-etrangere-de-la-france/developpement/redevabilite-et-evaluation-de-la-politique-de-developpement/>
- 欧州・外務省、財務省、AFD 共同の議会への評価説明資料のサイト(Rapports conjoints au Parlement sur les évaluations de l'aide publique au développement française)
<https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/photos-videos-publications-infographies/publications/enjeux-planetaires-cooperation->

internationale/evaluations/rapports-conjoints-au-parlement-sur-les-evaluations-de-l-aide-publique-au/

- 欧州・外務省“Évaluation de l'aide au développement de la France au Vietnam”
https://www.diplomatie.gouv.fr/IMG/pdf/synthese_evaluation_vietnam_cle08bb1f.pdf
<https://www.afd.fr/en/ressources/evaluation-french-development-aid-vietnam-2005-2015>
- 財務省“Politique D'Évaluation Des Activités De Développement De La Direction Générale Du Trésor”
<https://www.tresor.economie.gouv.fr/Institutionnel/Niveau3/Pages/cd40b701-5411-4044-a9d6-c9edf1e6fa85/files/638e339d-0c76-497b-8fcb-af4a137d65cb>
- AFD 評価のサイト
<https://www.afd.fr/en/evaluate-our-actions>
- AFD's Evaluation Policy 2013
<https://www.afd.fr/en/ressources/afds-evaluation-policy>
- AFD Library 文書検索サイト
<https://www.afd.fr/en/ressources-accueil>
- Project data 案件情報検索サイト
<https://www.afd.fr/fr/carte-des-projets>

3-4 世界銀行

- IEG (Independent Evaluation Group) Methodology のサイト
<https://ieg.worldbankgroup.org/methodology>
- IEG “DRAFT Guidelines for Reviewing World Bank Implementation Completion and Results Reports A Manual for IEG ICR Reviewers” Last updated: July 25, 2017
https://ieg.worldbankgroup.org/sites/default/files/Data/More-on-IEG/icrr_evaluatoremanual_august2018.pdf
- IEG (評価グループ)の文書検索サイト
<https://ieg.worldbankgroup.org/ieg-search>
- Project & Operation 案件情報検索サイト
<https://projects.worldbank.org/>

3-5 その他

- OECD-DAC Evaluation Systems in Development Co-operation 2016 Review
https://www.oecd-ilibrary.org/development/evaluation-systems-in-development-co-operation_9789264262065-en

(4) その他の機関

- IFRC (International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies) “Framework for Evaluation” 2011
<https://www.ifrc.org/Global/Publications/monitoring/IFRC-Framework-for-Evaluation.pdf>
- IFRC 評価文書の検索サイト <https://www.ifrc.org/es/publicaciones/evaluations/>
- 総務省の政策評価ポータルサイト
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/hyouka_ichiran.html
- 厚生労働省 2020 年度実績評価書のサイト
<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyuu/20jisiseki/>
- 総務省「地方公共団体における行政評価の取組状況」(2017 年公表)
https://www.soumu.go.jp/iken/02gyosei04_04000062.html
- 経団連「2014 年度社会貢献度活動実績調査結果」
http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/089_honbun.pdf

別冊2 外務省が実施する二国間無償資金協力

(1)2015 年度のサブスキームの見直しの概観(開発協力白書の表の比較)

2014 年度		2016 年度	
形態	小計(億円)	形態	小計(億円)
一般プロジェクト	658.97	閣議決定案件	1,521.75
ノンプロジェクト	57.25	草の根・人間の安全保障無償	92.74
コミュニティ開発支援	220.00	NGO 連携無償	99.73
紛争予防・平和構築	85.29	文化無償	2.16
草の根	97.06	緊急無償	115.62
NGO 連携	109.51	合計	1,832.00
防災・災害復興支援	20.55		
テロ対策等治安	37.26		
環境・気候変動対策	235.53		
貧困削減	5.00		
人材育成	28.88		
水産	22.44		
文化	7.18		
緊急	103.83		
食糧援助(KR)	100.00		
貧困農民支援(2KR)	—		
合計	1,788.74		

(出所)外務省 2017 年版開発協力参考資料集(p.19)から一部抜粋。
 (注)・補正予算を含む。
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・閣議決定案件とは、相手国との間で国際約束である交換公文(E/N)を締結するための閣議決定を経た案件。
 ・草の根・人間の安全保障無償、NGO 連携無償及び草の根文化無償に関しては贈与契約に基づき、他は交換公文(E/N)ベース。
 ・形態の「文化無償」は「草の根文化無償」を表す。「一般文化無償」は「閣議決定案件」に含まれる。(外務省からの追加注記)

(出所)外務省 2015 年版開発協力参考集(p.19)から一部抜粋。
 (注)・補正予算を含む。
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・草の根・人間の安全保障無償、NGO 連携無償及び草の根文化無償に関しては贈与契約に基づき、他は交換公文(E/N)ベース。
 ・平成 25 年度案件で平成 26 年 5 月末日までに交換公文等を結んだもの、平成 24 年度以前の案件で平成 25 年 6 月 1 日以降に交換公文等を結んだものを含む。
 ・形態の「文化」は「草の根文化無償」と「一般文化無償」を表す。「草の根」は「草の根・人間の安全保障無償」を表す。(外務省からの追加注記)

(2)見返り資金の概要

見返り資金の背景、経緯など
<p>1. 経緯</p> <ul style="list-style-type: none">●米国は、第二次世界大戦後の欧州復興計画(マーシャル・プラン)において、西欧諸国の戦後復興のため見返り資金を活用。その経験を踏まえ、日本は昭和 43 年の食糧援助開始の際に見返り資金を導入。●主要ドナーの中では、日本及び米国が見返り資金を制度化。 <p>2. 積立</p> <ul style="list-style-type: none">●積立率は、原則として、資機材購入に係る FOB 価額の 2 分の 1 以上(経済社会開発計画*)、または 3 分の 2 以上(食糧援助)。 <p>3. DAC 統計との関係</p> <ul style="list-style-type: none">●DAC の統計規則は、援助国による支払を ODA として計測することを規定しており、被援助国に帰属する見返り資金からの支出は DAC 統計上、ODA として計上されない。 <p>4. 広報</p> <ul style="list-style-type: none">●見返り資金で調達した機材に日章旗を添付するなど、日本の見返り資金が使用されている旨を含めて先方政府による広報を奨励するとともに、在外公館においても報道資料の発出などの広報を行っている。
見返り資金の適正な管理及び使用のため実施されている措置
<ul style="list-style-type: none">●被援助国政府による見返り資金の積立てを行う銀行口座の開設。●被援助国政府による同銀行口座の月次計算書の提出。●被援助国政府による積立額に関する月次報告の作成。●被援助国政府による外部監査の実施。●被援助国政府による活用計画の作成。●大使館による案件実施状況などのフォローアップ。●被援助国政府による見返り資金事業実施報告書の提出。●大使館による見返り資金の積立て、使用及び口座管理などに関する指導。
見返り資金の使途
<p>「交換公文(E/N)」の規定の範囲内、かつ見返り資金制度の運用に係るガイドラインに従って使用される。</p> <p>通常、ノンプロジェクト無償における交換公文(E/N)には、見返り資金は「被援助国の経済社会開発を促進することを目的に使用」されることが規定されている。(E/N ごとに「保健」「教育」などの分野を特定することも制度上可能であるが、ほとんどの場合、広く「経済社会開発」のためであることのみを条件としている。)</p> <p>見返り資金制度の運用に関するガイドラインにおける、使途に関する記載のポイントは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">●被援助国政府による経済社会開発事業のための経費 <p>【注】見返り資金制度は、途上国側の自主的な開発努力・政策を後押しするものであり、「経済社会開発事業」は、途上国政府の開発政策などに配慮し、広く解釈し得る。</p> <ul style="list-style-type: none">●官公庁の事務的経費 <p>【注】より具体的には、消耗品費、備品費、自動車購入・維持費、光熱水料、職員給与などが想定されるが、これらの継続的に必要とされる経費については、①援助受入れ体制を強化することに資すると認められる場合(例:援助受け入れ官庁で日本を担当する職員の給与など)、及び/または、②日本の ODA 案件の円滑な実施・運営・維持などに必要と認められる場合(例:学校への備品補給、病院職員の給与など)に限り、その使用を認めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none">●そのほか、日本による経済協力事業の円滑な実施及びフォローアップ <p>【注】過去に日本の ODA で整備された施設・機材の老朽化に伴う改修・入替えなどが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">●コモン・ファンドへの投入 <p>【注】被援助国に対するドナーの援助資金の受け皿となるコモン・ファンドへの見返り資金の投入については、同ファンドに関し、透明性が確保され、定期的に使途報告がなされるとの条件に加え、可能な範囲でイヤマークできることを求めている。</p>

(出所)外務省(2018 年度外務省 ODA 評価「無償資金協力個別案件の評価(2013 年度トーゴに対するノンプロジェクト無償資金協力)」別冊より抜粋)

(注)*「ノンプロジェクト無償」という名称は 2015 年(平成 27 年)3 月に廃止され、同年 4 月以降に実施が決定された類似形態の案件名は、「経済社会開発計画」と称されている。

別冊 3 外務省が実施する二国間無償資金協力の第三者 ODA 評価(2017 年度から 2019 年度の 4 件)

評価対象・評価の枠組み・評価結果の概要・提案の概要(次ページ以降参照)

(1) 過去3年間実施された個別案件の第三者評価の対象(*対象国、交換公文締結年、主な調達資機材、次頁に目標体系図/表)

	ヨルダン 2013: 日本製ごみ収集車等*	ペルー 2013: 日本製自動車*	パレスチナ 2014: 石油*	トーゴ 2013: 石油*
評価年度	2017 年度	2019 年度	2017 年度	2018 年度
案件名と概要	<p>「シリア・アラブ共和国から流出した難民等に対する緊急無償資金協力」(10 億円)</p> <p>2011 年 3 月にシリアで起こった民主化運動がシリア危機に発展し、2013 年 9 月には 50 万人を超える規模のシリア難民がヨルダンに流入したため、緊急人道支援を目的に実施した。具体的には、シリア難民を受け入れるヨルダン国内の自治体に、ごみ収集車、ホイールローダー、給水車、汚泥運搬車を供与した。</p>	<p>「次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力」(12 億円)</p> <p>エネルギー効率が良く環境負荷が低い日本の次世代自動車を調達し、次世代自動車の普及促進を図り、環境分野などでの努力を支援する援助形態であり、日本企業の海外展開促進にも大きな期待が寄せられている。</p>	<p>「ノンプロジェクト無償資金協力」(10 億円)</p> <p>本案件は中東和平プロセス推進のためにも不可欠なパレスチナの市民生活の安定を図るべく、パレスチナ自治政府の経済社会開発努力の推進を支援するもの。具体的には、パレスチナ自治区において必要とされるガソリン、ディーゼル油を購入する支援を行った。</p>	<p>「ノンプロジェクト無償資金協力」(11 億円)</p> <p>案件の目的は、供与資金(外貨)によってトーゴの経済社会開発に必要な石油製品が調達されること、また、そのガソリン販売からトーゴ政府が得る収益(内貨)が「見返り資金」という名称でトーゴ政府の資金口座に積立てられ、同国の経済社会開発に活用されることで、貧困を削減することである。</p>
目標体系図の形式	インパクト、アウトカム、アウトプット、インプット別に要点と主な指標を提示した表形式で提示。	最終アウトカム(インパクト)、中間アウトカム、アウトプット、インプット別に要点を記載。マクロの視点とミクロの視点を表示(マクロの視点は中間アウトカムの一部と最終アウトカムを加えたものとし、ミクロの視点としては、インプット、アウトプットの全てと中間アウトカムの一部として囲みをつけている)。	ヨルダン評価と同様。	ヨルダン評価と同様。ただし、計画と実績値を比較し「結果の有効性」の表としている(目標体系図と呼ばず)。マクロの視点として、同国に対する重点分野や日本 ODA 案件との関係を別冊の表にて検証している。

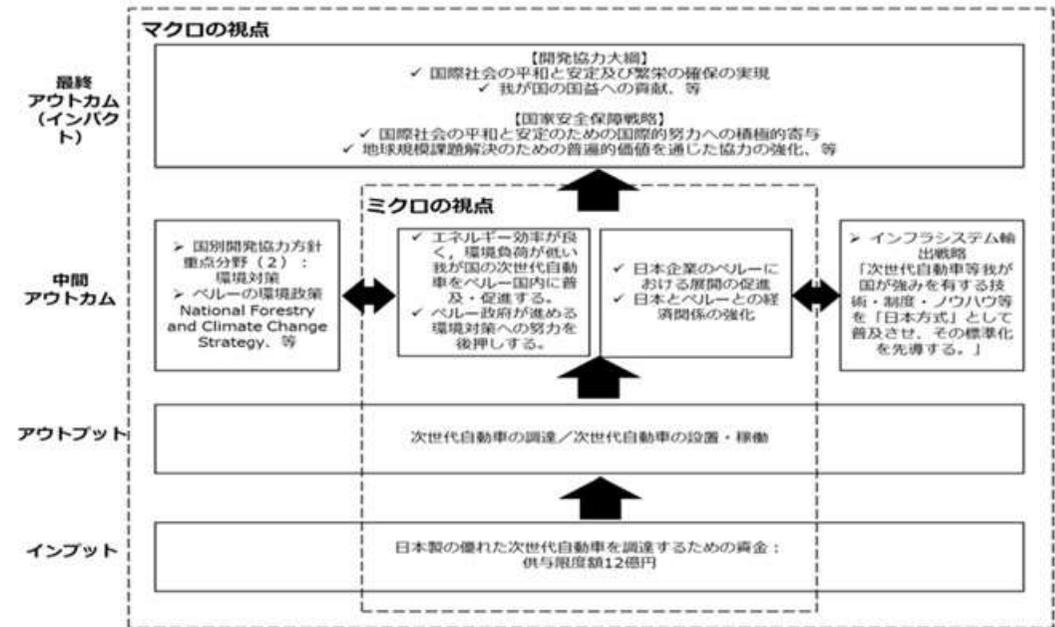
(出所) 各評価の報告書

(注) 過去3年間に実施された案件のうち、パレスチナとトーゴに対する資機材は共に石油/燃料のため隣合わせに配置している。

ヨルダン2013: 日本製ごみ収集車等

	主な指標
インパクト シリア難民を受け入れるホストコミュニティの居住環境(衛生/水セクター)が改善される。	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの維持 居住環境
アウトカム 提供機材が各々の目的に応じて適切に運用・維持管理がされる。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急人道支援としての効果 裨益人口(難民, ヨルダン市民) 機材の運用状況(稼働時間・日数) 機材の維持管理状況
アウトプット 必要とするホストコミュニティに対して, 緊急に ゴミ収集車, ホイールローダー, 給水車, 汚泥運搬車が納入される。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急人道支援に相応しい納入先と納入機材 ごみ収集車 69 台, ホイールローダー16 台, 給水車 9 台, 汚泥運搬車 9 台の納入。 納入先と納入機材のマッチング
インプット 緊急かつ人道的に 10 億円の無償資金で日本製機材を調達する。	<ul style="list-style-type: none"> 政策及び案件の対象範囲 調達スケジュール

ペルー2013: 日本製自動車



(出所)各評価の報告書

パレスチナ2014:石油

	主な指標
インパクト ガソリン、ディーゼル油の調達によって経済社会開発が推進される。 見返り資金活用により経済社会開発が推進される。 (外部条件)見返り資金が適切に運用される。	
アウトカム ガソリン、ディーゼル油が必要とする需要家に国内販売される。 見返り資金の積立てにより政府の財政事情が改善される。 (外部条件)調達された物資への需要が維持される。	<ul style="list-style-type: none"> 国内販売された物資の種類・量・価格・販売先 本事業を通じた見返り資金の年度別積立て額
アウトプット 10億円相当のガソリン、ディーゼル油	<ul style="list-style-type: none"> 国内販売可能となった物資の種類・量・価格
インプット 10億円	

(出所)各評価の報告書

トーゴ 2013:石油

	計画・目標 (2013年2月から6月)	実際 (2013年4月から2017年6月)
インプット	<ol style="list-style-type: none"> 11億円の無償資金の供与(EN) 石油製品の調達・輸入(要請書) 	<ol style="list-style-type: none"> トーゴ政府の口座に11億円振込完了 (2013年5月) ガソリン調達・納品済 (2014年1月、3月)、 支払額10,462,232.9米ドル分(米ドル調達口座額の99.8%)の量
アウトプット	<ol style="list-style-type: none"> 本案件での輸入ガソリンは国内で使用される(再輸出されない) 本案件での輸入ガソリン販売に応じた金額の積立(見返り資金) (ア) 販売で生じた収益の全額 (イ) FOB 価格の2分の1以上 	<ol style="list-style-type: none"> 全て国内使用分として供与されたとみなされる 見返り資金の積立額: 4,863,526,746CFA (ア) 販売額に相当する金額推計とほぼ同額 (イ) FOB 価格の2分の1相当額(2,504,719,768CFA)の194.17% (JICS 月例報告書 2015年2月)
アウトカム・インパクト	<p>本案件での輸入ガソリンが以下に貢献する</p> <ol style="list-style-type: none"> ガソリンの国内消費 ガソリンの小売価格の安定(特に脆弱層) 政府財政事情の改善 見返り資金による経済社会開発 経済成長・貧困削減 	<ol style="list-style-type: none"> 本案件でのガソリン輸入量は年間輸入量の約1か月分に相当 2013年にガソリン小売価格は上昇せず、2014年1月に上昇(特に脆弱層に裨益する施策の情報はない) 2012-2015年の特に政府歳入と歳出バランスや貿易収支・経常収支によると2013年、2014年に改善してはいない 見返り資金の事業は、意図された社会分野に使用された(政府の実施報告書と現地調査) GDPの実質成長率は2013-2017年に4%以上を維持、 貧困率は、2011-2015年で54%から49%に減少

(出所) 本案件の文献調査及びインタビューを通じて評価チーム作成

(2) 過去3年間実施された個別案件の第三者評価における評価枠組み(評価基準、検証項目、検証内容/設問)

2020年ガイドライン	ヨルダン 2013: 日本製ごみ収集車等	ペルー 2013: 日本製自動車	パレスチナ 2014: 石油	トーゴ 2013: 石油
I. 開発の視点からの評価基準と検証項目	検証内容	検証内容*1	検証内容	検証内容*1
1. 案件の妥当性				
(i) 日本の上位政策との整合性(案件策定時点だけでなく、評価対象期間において整合的か)	<ul style="list-style-type: none"> ・中東政策と整合性はあるか ・人間の安全保障及び人道支援方針との整合性はあるか ・ODA 大綱(～2015年1月)との整合性はあるか ・ヨルダン国別援助方針(2013年9月当時)との整合性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する日本の上位政策と整合しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA 大綱との整合性はあるか ・対中東政策との整合性はあるか ・パレスチナ国別援助方針との整合性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA大綱、開発協力大綱などの日本のODA政策と整合していたか ・対アフリカ政策(アフリカ開発会議(TICAD))と整合していたか ・トーゴ国別援助方針と整合していたか
(ii) 被援助国の開発ニーズとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・シリアからヨルダンへの難民流入状況の推移 ・ヨルダンにおけるシリア難民受入方針はあるか ・シリア難民流入によるヨルダン(地方自治体含む)への経済社会インパクト ・緊急性はどの程度であったか ・後年、継続的な案件があったか(連結性) ・緊急人道支援目的としての案件の対象範囲は妥当であったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象国の開発政策(主に環境分野)と整合しているか ・対象国の開発ニーズ(主に環境分野)と整合しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・NDP(国家開発計画2014-16)や2014年度予算の中で外国援助による財政支援は整合的に位置づけられていたか ・2014年度の財政の逼迫度(緊急性)はどの程度であったか ・要請内容は、パレスチナのニーズを政策とともに述べた納得できるものだったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発政策と整合していたか ・開発ニーズと整合していたか ・貧困削減の取組に必要な開発資金の不足度合いはどの程度であったか
(iii) 国際的な優先課題との整合性(MDGs/SDGsをはじめ、国際社会の取組・援助潮流との関連性)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な中東和平及びシリア危機問題との優先度との整合性はあるか ・国際的な人道・難民支援の動向との整合性はあるか ・米国/ロシア/欧州における中東問題の優先度との整合性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的枠組み・ターゲット(主に環境分野)と整合しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な中東和平への取組と整合していたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミレニアム開発目標(MDGs)など国際的な優先課題との整合性はあるか
(iv) 他ドナーの援助政策との関連性(他ドナーとの相互補完性、差別化(特に対象国・分野で影響力の大きいドナーとの関係)*	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関のシリア危機支援状況との関連性はあるか ・世界銀行のシリア危機支援状況との関連性はあるか ・他国のシリア危機支援状況との関連性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・他ドナーによる支援との相互補完関係にあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関のパレスチナ支援との関連性はどの程度あるか。 ・世界銀行のパレスチナ支援状況(含む世界銀行信託基金)との関連性はどの程度あるか。 ・他の主要国(米ESF)のパレスチナ支援との関連性はどの程度あるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他ドナーの対トーゴ支援方針や取組との整合性・補完性はあるか

<p>(v) 日本の比較優位性（一連の関連政策の中で、本案件が日本の比較優位のある分野に選択・集中した結果であると認められるか）*</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中東問題・シリア危機対応・対ヨルダン支援における日本の立場の優位性は何か 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の自動車産業・技術の特性に基づく比較優位性を活かしているか（世界の自動車業界にける日本の次世代自動車の比較優位性と比して、本プロジェクトで供与された次世代自動車は車種・用途の観点から適切であったか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中東問題・パレスチナ支援において日本の立場に優位性があるか。 ・日本の比較優位を活かせる分野か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の比較優位をいかせる援助形態（スキーム）分野であるか
<p>2.結果の有効性</p>				
<p>(i) 当該案件についてどれくらいの財政的、人的及び物質的資源が投入されたか（インプット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案件の対象範囲は適切だったか ・10億円の根拠は何か ・日本製機材の優位性は何か ・緊急性に対処できたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの実績：アウトプットである次世代自動車の調達実績と比して、対象事業による契約実績・供与金額は適正であったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・10億円の根拠 ・イスラエル企業（石油製品納入企業）の優位性は何か ・石油製品の調達スペック（種類、品質、量、価格）はどうだったか ・調達スケジュールはどうだったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・どれくらいの資材（ガソリン）が調達されたか（種類、量、価格） ・調達は計画とおりであったか
<p>(ii) 当初設定された目標に向けてどのような財・サービスが生み出され、どの程度計画どおりに援助が行われたか（アウトプット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納入機材は計画とおりであったのか（ごみ収集車69台、ホイールローダー16台、給水車9台、汚泥運搬車9台） ・納入先は計画とおりであった ・スケジュールは計画とおりであったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットの実績：対象事業による契約実績・供与金額と比して、次世代自動車の供与台数・供与内容は適切であったか ・アウトプットの実績：公示仕様とおりの台数、車種が調達され、適時にペルー政府へ全数引き渡されたか ・調達された次世代自動車は、引渡し先において、適切に維持・管理され、稼働しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品の調達（種類、品質、量、価格）は計画とおりであったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件で購入したガソリンがどの程度、国内販売されたか（販売先、種類、量、価格、ガソリン税など） ・ガソリンの販売に応じた見返り資金がどのくらい積み立てられたか
<p>(iii) 当該案件の実施によって、当初設定された目標・目的（外務省の政策主管課室より説明）がどの程度達成され、どのような短・中・長期的効果があったか（アウトカム、インパクト）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納入機材はどこで、どのような目的で使用されたのか（地方自治体） ・納入機材の稼働状況はどうか（稼働時間、日数） ・機材が故障や消耗品の不足で使用されなくなっていないか ・緊急人道支援目的として有効だったか ・ホストコミュニティの行政サービスが維持されたか ・結果として案件の対象範囲は適切だったか 	<ul style="list-style-type: none"> ・調達された次世代自動車の稼働により、どの程度のCO2・排ガス削減効果が発現したか（ペルーにおけるCO2・排ガス排出データ、調達された次世代自動車の仕様・台数に基づくCO2・排ガス削減効果の計算、自動車産業政策に本事業が与えた影響（排ガス規制、燃費規制、自動車税制、等） ・対象事業の実施により、ペルーにおいて次世代自動車の普及は促進されたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品の国内販売（販売先、量、価格）は計画とおりであったか（アウトカム） ・いくら石油製品の国内販売代金は指定口座に積み立てられ（見返り資金）、それによって財政事情はどう改善されたか（アウトカム） ・石油製品の国内販売によって経済・社会開発が推進されたか。具体的なインパクトは何か（インパクト） ・見返り資金は経済・社会開発に資する事業や物資の調達に活用され、 	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件の下で販売・供給されたガソリンはどのように利用されたか（アウトカム）、また、それによってどのような経済社会開発が推進されたか（インパクト） ・ガソリンの国内販売・供給によって財政事情はどのように改善されたか（アウトカム） ・見返り資金は経済社会開発に資する事業や物資の調達に活用されたか（アウトカム）、それによってどのような経済社会開発が推進されたか（インパクト）

		・次世代自動車がペルー現地で稼働することにより、国民への環境啓蒙効果は発現したか	経済・社会開発が推進されたか、具体的なインパクトは何か(インパクト)	
3.プロセスの適切性				
(i) 当該案件における開発課題の把握(先方政府との協議など)、	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨルダン政府の要請内容はどうか ・ヨルダン政府からの要請内容をどのように検討し、支援を決定したのか ・緊急人道支援目的の案件の対象範囲の決定をどのようなプロセスで行ったのか 	「開発協力政策策定プロセスの適切性(開発課題の把握、協議状況、等)」 <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館が実施した対象事業に関する事前調査・ペルー政府との協議は適切に実施されたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・パレスチナ政府の要請に至るまでのような政策協議がなされたか ・現地ドナーコミュニティ(含むLACS)からの情報はどの程度把握されていたのか ・日本政府代表事務所での情報収集はどの程度だったのか ・パレスチナ政府からの要請内容をどのように検討し、支援を決定したのか 検討体制／緊急性の判断／二国間支援である必要性／資金規模の妥当性／調達品の妥当性／調達スケジュール／調達手続／見返り資金の活用/期待する効果／パレスチナ側の実施体制等	「案件形成プロセスの適切性」 <ul style="list-style-type: none"> ・トーゴ政府の要請に至るまでの政策協議は適切に行われたか ・現地ドナーコミュニティからの情報収集はどのように行われたか ・トーゴ政府からの要請内容をどのように検討し支援を決定したのか(日本側の検討体制、援助形態・資金規模・調達内容の選定・時期・見返り資金の活用・期待する効果 ・トーゴ側の要請・実施体制など)
(ii) 他のスキームとの効果的な連携、		「開発協力実施プロセスの適切性(他スキームとの効果的な連携、等)」 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車の調達に係る公示、調達、契約は適切に実施されたか ・調達手続から引渡しまでの手続は機動的・迅速に実施されたか ・対象事業に係る広報活動・情報公開は適切に行われたか ・JICA 等が実施する環境分野における関連事業との連携は検討されたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の無償資金協力との連携はあったのか ・技術協力、青年海外協力隊との連携はあったのか ・国際機関を通じた支援(世界銀行信託基金)との連携はあったのか 	・他の日本の ODA 案件との効果的な連携はあったのか
(iii) 関係機関の援助実施体制、	<ul style="list-style-type: none"> ・日本側の実施体制は ・ヨルダン側の実施体制は 	「開発協力実施体制の適切性(関係機関の援助実施体制、等)」 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な事業実施を担保するための実施体制は整備されていたか 	<ul style="list-style-type: none"> ・本協力と現地タスクフォースの役割／活動はどの程度あったのか ・国内関係機関の調整に果たす外務省の役割 ・調達代行機関であるJICS の役割と業務実施状況はどうか 	「実施体制・プロセスの適切性」 <ul style="list-style-type: none"> ・現地の実施体制(在コートジボワール日本大使館、JICS、先方政府など)の案件形成、案件監理、モニタリング、フォローアップ体制は適切であったか(石油製品調達後の転売・配布状況に関する情報

				管理体制も含む) ・国内調整機関としての外務省の役割は適切であったか ・調達代理機関であるJICSとの協議・調整プロセスは適切であったか ・納入業者との協議・調整プロセスは適切であったか ・本案件実施期間中のモニタリング・フィードバックのプロセスは適切であったか
(iv) 案件の実施状況を定期的に把握するプロセス	・事業実施過程のモニタリングの体制はどうだったのか ・機材納入後の運用・維持管理情報はどの把握しているか ・調達代理機関であるJICS と適切に協議・調整が行われていたか(協力調整)	「他ドナー、国際機関、多様な援助主体(民間、NGO 含む)との効果的な連携」 ・対象事業に係る援助効果の最大化に向けて、日本の自動車メーカー・業界等と連携は図れていたか	・モニタリングの体制はどうだったのか(実施に当たってパレスチナ側とどういった約束があったのか) ・モニタリング、結果のフィードバックは適切に行われたか ・石油製品調達後の転売状況をどの程度把握していたか ・調達代理機関であるJICS と適切に協議・調整が行われていたか ・納入業者と適切に協議・調整が行われていたか	(上記に含まれている)
(v) 他ドナー、国際機関、多様な援助主体(民間、NGO 含む)との効果的な連携などを検証項目とする		・対象事業に係る援助効果の最大化に向けて、日本の自動車メーカー・業界等と連携は図れていたか	・他ドナー・国際機関と必要に応じて適切に協議・調整が行われていたか	・他ドナー・国際機関と必要に応じて適切に協議・調整が行われていたか ・他ドナー・国際機関の支援との効果的な連携はあったのか
II. 外交の視点				
1. 外交的な重要性(当該 ODA が日本の国益にとってなぜ重要と言えるのか、その外交的な意義)				
当該 ODA が国際社会や地域の優先課題/地球規模課題の解決にとってどのような点で重要と言えるか(国際社会・地域の平和・安定・繁栄(以下、経済発展含む)への貢献、自由、民主主義、法の支配等の基本	・基本的価値観の共有にどの程度貢献したのか人間の安全保障/人道支援/人権保護/平和/民主化	・国際社会における環境関連の取組や国際的枠組みの中で、対象事業(次世代自動車ノンプロ無償)は、どの様な点で重要と言えるか	・国家建設のあり方や基本的価値観の共有にどの程度貢献したのか	・国際的な開発課題(MDGs、アフリカ開発会議(TICAD)など)の解決において、本案件はどのような意義があったか

的価値やルールに基づく国際秩序の維持への貢献)。				
当該 ODA が対象となる被援助国との二国間関係でどのように重要と言えるか。特に、当該国への ODA が日本との歴史的な関係、被援助国が置かれる地政学的位置、被援助国で影響力の大きい新興ドナーとの関係等から、どのような点で重要と言えるか。	・ 二国間関係強化にどの程度貢献したのか	・ 日本の対ペルーODA 政策上、対象事業(次世代自動車ノンプロ無償)は、どのような点で重要と言えるか ・ 日本の対ペルー経済外交政策上、対象事業(次世代自動車ノンプロ無償)は、どのような点で重要と言えるか	・ 二国間関係強化にどの程度貢献したのか ・ 人的交流(要人の往来)にどのように貢献したか	・ 対トーゴとの二国間関係強化において、本案件はどのような意義があったか
当該 ODA が日本の平和と安全・繁栄、日本国民(企業含む)の安全・繁栄にとってどのような点で重要と言えるか。		・ 日本の自動車産業にとって、対象事業(次世代自動車ノンプロ無償)は、どのような点で重要と言えるか ・ ペルーにおける日系自動車メーカーのシェア・傾向 ・ ペルーの次世代自動車市場の将来予測 ・ 販売台数統計		・ 日本国民(企業や団体含む)にとって、本案件はどのような意義があったか
2. 外交的な波及効果				
(i) 国際社会における日本のプレゼンス向上への貢献	・ 国際社会における日本の立場に対する理解にどの程度貢献したのか ・ 日本のプレゼンスの向上に貢献したか	・ 国際社会における日本のプレゼンス・信頼感は向上したか ・ 国際社会における日本に対する理解は向上したか ・ 上記に関連する広報や情報発信は適切であったか	「政治的側面」 ・ 国際社会、中東地域における日本の立場に対する理解にどの程度貢献したのか ・ 日本のプレゼンスの向上に貢献したか ・ イスラエルとの関係を含めた地域の安定にどの程度貢献したか	・ 国際社会における日本のプレゼンス強化・信頼度向上に、本案件はどのように貢献したか
(ii) 二国間関係の強化への貢献	友好関係促進にどの程度貢献したのか	・ ペルーにおける日本に対する理解・好感度は向上したか - 日本車が政府公用車として走ることによるブランド力向上 - 上記に伴う宣伝効果		・ 二国間関係の改善に、本案件はどのように貢献したか(要人の交流の活発化、人的交流の活発化、経済関係の強化、好感度の向上など)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ペルーにおける日本のプレゼンスは他国(例えば中国、韓国等)と比較して向上したか -日本車が政府公用車として走ることによるブランド力向上 -上記に伴う宣伝効果 ・上記に関連する広報や情報発信は適切であったか 		
(iii) 日本の平和・安全、繁栄(経済発展等)への貢献(日本国民・企業の安全・繁栄含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済関係はどの程度強化されたのか ・ 機材納入業者以外に日本企業への間接的裨益はあったのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の実施による日本の自動車メーカーへの裨益はあったか -ペルー及び中南米市場における日系自動車メーカーのプロモーション・売上増加・シェア向上 -次世代自動車関連投資の促進(充電ステーションのようなハードインフラ、バッテリーの回収・リサイクル、等) ・対象事業の実施による日本の自動車産業・業界全体への裨益はあったか -ペルーにおける日本の次世代自動車関連技術の標準化 	<p>「経済的側面」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済関係(貿易、直接投資等)はどの程度強化されたのか ・ 日本企業への間接的裨益はあったのか ・ 中東地域との経済関係はどの程度強化されたのか <p>(社会的側面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 友好関係促進にどの程度貢献したのか ・ 人的交流(旅行者、留学生等)にどのように貢献したか ・ 中東地域との友好関係促進にどの程度貢献したのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国民(企業・団体含む)にとって、どのような波及効果があったか ・ 本事業による効果を拡大するための戦略的な広報が行われたか

(出所)各評価の報告書

(注)*1:検証項目名がガイドラインとやや異なる場合は鍵括弧内で記載。*2: ODA 評価ガイドライン(2020 年度版)において、「案件によっては検証が困難な場合があるため、検証項目として適当かを判断の上、選択的に用いることとする」と記載。

(3) 過去3年間実施された個別案件の第三者評価の評価結果の概要(*対象国、交換公文締結年、主な調達資機材)

	ヨルダン 2013: 日本製ごみ収集車等*	ペルー 2013: 日本製自動車*	パレスチナ 2014: 石油*	トーゴ 2013: 石油*
開発の視点				
案件の妥当性	<p>C 一部課題がある</p> <p>・多くのシリア難民流入によりヨルダンの経済・社会状況が不安定化・脆弱化する中で実施された本案件の政策面での妥当性は極めて高い。</p> <p>・一方、緊急人道支援という趣旨に合致した対象範囲であったかどうかを検討する必要がある。本案件の場合、シリア危機発生以前からの開発ニーズに応えた側面があることや、建設目的で使用される大型のホイールローダーを供与したこと、多くの機材の納入先を比較的シリア難民数が少ないヨルダン南部地域としたことは、緊急・人道目的に適切に応えたものとは言い難い面があり、案件の妥当性には一部課題があると見える。</p>	<p>B 高い</p> <p>・本事業は、日本の上位政策、ペルーの開発ニーズ、国際的な優先課題に整合し、また、日本の比較優位性をいかしたものであった。</p> <p>・ただし、日本の自動車メーカーの市場展開という目的について、本援助形態による実施が、具体的に何をもちて目的達成とするのか不明のため、適切な施策であったか判断できないという点において、課題もあったものと考えられる。</p> <p>・次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の支援枠組みにおいて、具体的な目標や成果指標に関する説明が十分ではなく、個別事業と援助形態の政策的な目的及び位置付けについては、より明確な説明が必要と思われた。</p>	<p>A 極めて高い</p> <p>・2014年当時、ガザ紛争後の財政状況の更なる悪化を受け、国際社会の対パレスチナ財政支援の機運が一層高まった。そのような状況下において、外貨支援としての性格も有するノンプロジェクト無償資金協力を実施したことの妥当性は極めて高いと言える。</p>	<p>B 高い(サブレーティングあり)</p> <p>・2012年の石油価格高騰に伴う社会的不安やトーゴの開発指標を鑑みると、本案件は、貧困削減を目的としている点において、ODA大綱(2003年)など日本の上位政策、トーゴ政府の開発ニーズ、国際的な優先課題、他ドナーの支援方針と整合している。ただし、貧困削減に向けて支援の効果を高めるためには、調達品としてガソリン以外の製品も検討する余地があったのではと考えられる。</p>
結果の有効性	<p>C 一部課題がある</p> <p>・現地調査で確認できた供与機材は概ね各自治体にとって必要とされるものであり、程度差はあるが稼働状況も特に問題ないことが確認できた。</p> <p>・一方、建設目的で使用される大型ホイールローダーの供与や、シリア難民数が比較的少ないヨルダン南部地域に多くの機材供与がなされるなど、緊急人道支援という本案件の趣旨に必ずしも合致していない側面もあったことから、その有効性は十分高いとまでは認められず、一部課題があると見える。</p>	<p>B 高い</p> <p>・インプット・アウトプットは適切であり、次世代自動車は良く活用され、維持管理されている。</p> <p>・アウトカム・インパクトについては、納入された次世代自動車実際に稼働する温室効果ガス削減効果を計算すると共に、ペルーの自動車市場において、日本の自動車メーカーが高いシェアを占め続けていることを確認した。</p> <p>・ただし、評価調査では、本事業がペルーにおける日本車及び日本製次世代自動車の普及促進に繋がったとまでは結論付けることはできなかった。ペルー政府は積極的に環境政策を導入し、社会の環境意識も高まっているものの、一般国民レベルにお</p>	<p>B 高い</p> <p>・本案件 10 億円の対パレスチナ支援全体に占める割合及び本案件によって調達された石油製品がパレスチナの輸入総量に占める割合はともに小規模なものであり、本案件単体の影響は大きくはない。</p> <p>・ただし、2007 年から2014 年まで毎年10 億円規模で継続的に供与されたノンプロジェクト無償資金協力を一体として考えた場合、安定的な資金源としてパレスチナ自治政府側から非常に感謝されており、結果の有効性は高いものと評価できる。</p> <p>・本案件評価を実施した時点においては見返り資金を活用した事業は未実施であったが、これまでの実績を勘案して、優先事業に効果的に活用されることが期待される。</p>	<p>B 高い(サブレーティングあり)</p> <p>・交換公文に記載とおりの金額・期間で無償資金が贈与され、ガソリンが調達された。</p> <p>・計画とおり、ガソリンは国内で使用されたと考えられ、その販売による収入の推計額とほぼ同額が見返り資金として期限内に積み立てられた。</p> <p>・貧困削減への効果については、本案件の規模では検証に限界があり、調達されたガソリンが特に脆弱層に対する裨益をもたらしたという根拠も確認できなかったが、見返り資金は保健・教育・農業分野の事業に使用され、本案件の実施期間中に同国の貧困・社会開発指標は改善していることから、本案件もその改善の一翼を担っていたと考えられる。</p>

		る本事業に関する認知度は低いと思われる。評価調査では、本事業による具体的な日本製次世代自動車の普及促進効果、環境対策への後押し効果は見出せなかった。		
プロセスの適切性	C 一部課題がある ・本案件の趣旨に合致した形で、迅速に手続が進められたと認められる。 ・一方、案件の対象範囲の妥当性を検討・確認するプロセス、適切な広報と情報公開、案件の対象範囲の変更に関わる検討記録を残すこと等において改善すべき点があったと認められる。	A 極めて高い ・本事業は適切に計画され、日本側関係者はペルーのニーズを理解していた。また実施手続は正しく外務省公用車として活用される供与車両行われ、機動性・迅速性が確保された。環境対策に重点をおいた点で、本事業の目的及び方向性は、国際協力機構が実施するペルーとの協力事業とも整合している。在ペルー日本国大使館は、広報・情報公開活動に積極的に取組、複数の現地メディアにより本事業は報道された。	A 極めて高い ・本案件の趣旨に合致した形で、迅速に手続が進められている他、JICA の技術協力との連携が積極的に模索、実施されていること、対パレスチナ日本政府代表事務所とパレスチナ自治政府との間で案件の実施状況が定期的に把握されていること等プロセスの適切性は極めて高いと評価できる。	C 一部課題がある(サブレーティングあり) ・要請からガソリンの調達まで迅速かつ計画に即して実施され、プロセスはおおむね適切であった。 ・ただし、PDCA サイクルの強化及び広報の観点で今後検討すべき課題が確認された。具体的には、過去の類似案件の教訓への対応など案件形成・開始時の記録が確認できなかったこと、また、在コートジボワール日本大使館が兼轄している事情もあり、日本人関係者(大使館や調達代理機関)の立ち合いは交換公文署名時のみであったこと、また、見返り資金の使用申請方法に関するトーゴ政府との事前協議及び他ドナーとの意見交換の記録が確認できなかったことなどである。
外交の視点				
外交的な重要性	(まとめでの記載) ・日本政府は、これまでにヨルダンに対し総額 1,000 億円近いシリア難民支援関連の二国間援助(円借款含む)を継続的に行ってきた。これらの支援もあって、首脳同士の交流も含めた日本とヨルダンの関係は極めて良好であり、順調に強化、発展してきている。	・日本の ODA 政策、経済外交政策を踏まえ、本事業は日本とペルーの二国間関係上重要であったと評価した。特にペルーの自動車市場の重要性を鑑みて、日本企業・国民の繁栄に向けて重要であった	・日本の対パレスチナ支援は 1993 年以降、累計約 17.8 億米ドル(2017 年 7 月現在)となり、パレスチナはもとより他のアラブ諸国やイスラエルからも歓迎されている。 ・日本はパレスチナ自治政府に対して 2007 年から 2014 年まで毎年ノンプロジェクト無償資金協力を実施してきており(10 件 102 億円)、対パレスチナ支援全体としても、安定的、継続的な支援を継続して実施してきた。これらの一貫した取組が、パレスチナ側の日本に対する好感度、高い評価の定着、日本とパレスチナの関係の強化につながっていると考えられる。 ・特に在外公館が、外交の手段として開発	・案件形成時期は、第 5 回アフリカ開発会議(TICAD V)日本開催の直前であり、トーゴは国際連合安全保障理事会非常任理事国を務め、国際的な場でも日本と密に連携していた。これらの状況を踏まえ、二国間関係の強化に向けた本案件の意義が日本政府に考慮されたことから、その外交的な重要性は極めて高かったと言える。
外交的な波及効果	・エネルギー資源の多くを中東地域に依存する日本にとって、イスラエルと外交関係を有し、中東和平プロセス推進にも積極的なヨルダンへの支援は、ひいては中東地域の安定にも資するものであり、日本の国益にも合致する。 ・日本は国連総会の場等でシリア難民支援	・一般国民レベルにおける認知度の低さを課題と認識したものの、第 20 回気候変動枠組条約締約国会議(COP20)において次世代自動車を使用され、ペルーのイメージ向上や環境意識のアピールに繋がったことなど、本事業がペルー政府から歓迎され、日本のプレゼンス向上と親日感情の醸成と		・本案件は、2013 年の対トーゴ支援額において、OECD 諸国間でフランスに次いで日本が第 2 位となることに貢献した。 ・トーゴ政府は、本案件は二国間関係の強化に貢献したと評価しており、外交的な効果は高い。 ・ただし、広報が交換公文署名時のみであ

	<p>を表明しており、日本の外交政策の認知度向上の観点からいっても、本案件は肯定的に評価できる。</p> <p>・ただし、これらの効果が本案件のみでもたらされていると断言することは困難であるため、上記のとおり、これまでの一連のヨルダン支援全般を外交の視点で捉えることで、本案件のありうるべき外交的重要性等を評価することとした。</p>	<p>いう効果を発現したことを確認した。</p> <p>・また、単純な日本車の販売量だけでなく、より広い観点から日本の自動車メーカーの裨益を捉えた場合、本事業が日本企業に対して様々な正の波及効果を発現していることを確認した。</p>	<p>協力を積極的に活用することを強く意識し、JICA と連携しつつ見返り資金の活用を図り、また、SNS(含む動画)の活用も含め、効果的な広報も行うなど、開発と外交の双方の効果を高めるために重要な役割を果たしていると認められる。ただし、これらの効果が本案件のみでもたらされていると断言することは困難であるため、上記のとおり、これまでの一連のパレスチナ支援全般を外交の視点で捉えることで、本案件のあり得るべき外交的重要性・波及効果を評価することとした。</p>	<p>った点などから、日本のプレゼンス向上に貢献したとは言い難い。</p> <p>・本案件による日本企業などへの直接的な裨益は確認できないが、同国の経済社会開発と安定化を通じ、日本人が進出しやすい環境づくりに貢献すると考え得る。</p>
--	---	--	---	--

(出所)各評価の報告書

(4) 過去3年間実施された個別案件の第三者評価の提言の概要 (青文字: 評価年報にて記載されている対応策の状況も含む、緑ハイライト: 提案でスキーム全体に当てはまるもの)

ヨルダン 2013: 日本製ごみ収集車、ホイールローダーなど	ペルー2013: 日本製自動車	パレスチナ 2014: 石油	トーゴ 2013: 石油
提言宛先や対応期間の表はなし	提言宛先や対応期間の表はあり	提言宛先や対応期間の表はなし	提言宛先や対応期間の表はあり
<p>1. 緊急人道支援と開発支援のそれぞれの目的に照らした案件対象範囲の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は緊急人道支援がその目的であったが、人道的には緊急性のない開発志向の強い要素が含まれていた。人道的に緊急性のない開発ニーズについては、緊急人道支援の案件の対象範囲には入らないよう考え方を整理することが望ましい。 <p>【年報 2019(対応策の実施状況): 新規の事業を検討する際には、対象事業の緊急性をより明確にした上で実施するように努めている。また、現地大使館、各国際機関現地事務所、各国際機関駐日事務所等とよく連携した上で、重複なく、最も効果的な支援を形成・実施するよう努めている。】</p>	<p>1. 協力内容に関する情報公開の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的や背景は、日本外務省及び在ペルー日本国大使館などによる公開された関連資料に明確には記載されていない。このため日本国民は、本事業が何故必要であったのか、どこに何が供与されたのか、事業内容や協力金額が妥当であったのか、などを知ることが出来ない。国民への説明責任を果たす情報公開を行うと共に、国民の理解を促進するよう取り組む必要がある。 	<p>1. 外務本省と在外公館との一層の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見返り資金活用事業に係る「事業完成報告書」のパレスチナ側による提出が、後続の新規の見返り資金活用事業の検討の前提条件になっているとの現状に鑑み、「国民への説明責任を果たすこと」と「タイムリーで外交的効果を最大化し得るような事業実施」との両立を図るべく、パレスチナ側との窓口である在外公館と事業実施を統括する外務本省との連携を強化することが肝要である。 <p>【年報 2019(対応策の実施状況): パレスチナ側に頻りに照会を行うことにより「事業完了報告書」または「進捗報告書」がほぼ遅滞なく提出されるようになった。報告書の提出が新規事業の承認にとって必要不可欠なプロセスであることがパレスチナ側担当者から理解が得られた。】</p>	<p>1. 外務省が実施する無償資金協力の準備における改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済社会開発計画」(旧ノンプロジェクト無償)の準備においては、外務省は、支援対象分野や調達品の種類の選定理由と期待される成果、過去の類似案件からの教訓など案件形成時の検討内容について、財務省との協議資料などに記載することが望ましい。また、地域・国別の調達品目の実績などの情報を整理、相手国政府との協議の際に参考となるよう執務参考用資料を作成することが望まれる。典型的な調達可能品目リストの適切性についても、国際優先課題である持続可能な開発目標(SDGs)などを踏まえた上で、外務省は有識者を交えて検討することが望まれる。
<p>2. 案件計画時にその対象範囲の妥当性を確認する機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国政府の要請内容を尊重するだけでなく、計画初期の段階で迅速に案件の対象範囲の妥当性を確認する作業(イニシャルアセスメント)の強化を図るべきである。 <p>【年報 2018: 開発協力政策・方針の在り方: 外務省では、引き続き支援ニーズについて、国際機関等様々な主体から聴取し、より効果的な協力事業の形成に努めていくとの対応策を策定しました。】</p>	<p>2. 相手国内におけるさらに積極的で、効果的な情報発信・広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の自動車メーカーのペルー展開促進については、少なくとも自動車メーカーの潜在的な顧客であるペルー国民に対する効果を見いだせなかった。 ・また、一般国民レベルにおける日本への理解や認知度の向上、日本企業のプレゼンスの向上といった効果も見いだせなかった。今後、日本製品の普及促進を図る次世代自動車ノンプロ無償を実施するに当たって、現地側の業界団体に対する情報発信や日系社会を通じた宣伝効果の活用などの対応を検討すべきである。 	<p>2. 見返り資金の活用事例の執務参考資料化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館が管理する見返り資金と、JICAの技術協力との組み合わせが現地では積極的に模索、実施されていた。このような複数のスキームの連携事例を今後広く他の案件実施の参考とすべく、他の在外公館等と共有することが望ましい。 <p>【年報 2019(対応策の実施状況): 新規に日本の外務省国際協力局に配属される職員を対象とした研修において、見返り資金の活用事例を経済協力におけるグッドプラクティス(優れた実施)の一例として紹介している。】</p>	<p>2. 調達品の納品から販売・活用までのモニタリングと記録の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達前に、日本側関係者は、当該品の販売や見返り資金の積み立て過程・金額見込を先方政府と確認した上で、それが要請書や交換公文で意図された成果に合致するかを検討し記録しておくべきである。また、調達代理機関は、納品時及び最終報告書作成時に当該時点の情報を記録し、事前情報と異なった場合は理由を記録すべきである。外務省は、2017年度からの事後(内部・外部)評価導入の経緯も鑑み、調達代理機関の最終報告書の公開も、先方政府からの了承を得ることができたものから検討すべき。

<p>3. 案件の対象範囲の変更に伴う検討記録の保存案件の対象範囲に関わる重要な変更に関しては、その検討プロセスを明確にするとともに、記録を適切に保存しておくべきである。 【年報 2019(対応策の実施状況): 検討プロセスの記録については、適切に保存措置が執られており、今後も継続して記録の保存を徹底していく。】</p>	<p>3. ノンプロジェクト無償資金協力(現・経済社会開発計画)の目的・成果指標などの対外的公表 ・ノンプロジェクト無償資金協力(現・経済社会開発計画)は、これまでに名称の変更や、援助対象の差異により細分化された下位の事業形態が複数創設・整理統合されてきた経緯があり、その目的が第三者である一般国民の目線からは理解し難くなっている。このため、ノンプロジェクト無償資金協力(現・経済社会開発計画)の事業を計画・実施するに当たっては、その具体的内容と共に、事業の目的、目指すべき成果指標などを示した資料を作成し、国民に公表することを提言する。当該資料の内容や公表時期については、実現可能な作業手順や方法を検討する必要がある。</p>	<p>3. 積極的な国内広報の実施 ・本案件に関わる情報公開は限定的であり、見返り資金活用事業に関する日本国内での広報も十分ではない。現地で感謝されている優良案件であればこそ、外務本省側において、より積極的に情報を公開し広報に努めることが、本件のような援助スキームに対する日本国民の理解を広め、同時に現地での認知度を高め外交効果を高めることにつながると考える。 【年報 2019(対応策の実施状況): 広報については、在外公館ホームページへの適時の情報掲載など、引き続き積極的な広報に努めている。】</p>	<p>3.見返り資金の使用に関する情報共有の改善 ・外務省は、見返り資金の使用・申請方法に関し先方政府への事前の情報共有を強化することが望ましい。また、見返り資金の一般概要、使用基本ルール、報告方法に関する情報を英文でも公開すること、新規案件では公開用の交換公文データベースの情報や案件概要に、当該案件の交換公文が見返り資金に関する事項を含んでいるかを記載することが望ましい。</p>
<p>4. 適切な広報の実施 本案件に関わる情報公開は限定的であり、日本のシリア難民支援の全体像も十分な広報がされていない。日本にとって非常に重要な中東地域におけるシリア危機に関して、日本が然るべき責任を果たしていることを国際的に説明し、国民への説明責任を果たすためにも、より適切な広報が望まれる。 【年報 2018: 広報の強化: 外務省では、首脳会談、外相会談、国際会議等様々な機会を活用するとともに外務省ホームページを通じて、日本のシリア難民支援について適切な内容を広報すること、有意義な事業内容については、事業の完了式典の様相を外務省及び現地在外公館のホームページに掲載することを通じて積極的な広報に努めるとの対応策を策定しました。】 【年報 2019(対応策の実施状況): シリア難民支援等の広報について、他の支援も含め、外務省ホームページに加え、国際会議の場等を</p>			<p>4.兼轄国への日本の支援に関する協議・広報の強化 大使館は、複数の外務省実施案件の情報を見返り資金事業名も含めて一覧表などで明示化し、兼轄国への限られた訪問機会に先方政府や ODA 関係者とまとめて協議することを検討すべきである。広報強化の一環として、JICA 実施の案件も含めた、オールジャパン ODA 情報の共有に寄与するイベントなどの定期的実施は、有効と考え得る。また、先方政府側の日本に関する知識を持つ人材の育成として、現職行政官の研修コースなどの枠を兼轄国に留意して配分するなどの施策を、検討することも一案であろう。</p>

活用した広報を実施している。】			
<p>5. 相手国政府による運用維持管理に関わる報告</p> <p>本案件実施に当たって、機材供与後の運用維持管理状況をヨルダン側に報告させる義務は課していない。案件の有効性の確認のためにも、供与後3年から5年を目途に実施機関であるヨルダン自治省を通じてその状況を報告させることが望ましい。</p> <p>【年報 2019(対応策の実施状況)：供与後のモニタリング、管理及び日本の支援の適切な広報という観点も考慮しつつ、実施機関とより連携した仕組み作りを行えるよう留意する。】</p>			

(出所)各評価の報告書

(5) 開発の視点からの評価 レーティング基準表(ODA 評価ガイドライン第13版, p.37)

評価基準	検証項目(例)	レーティング基準
政策(案件)の妥当性	(1) 日本の上位政策との整合性 (2) 被援助国の開発ニーズとの整合性 (3) 国際的な優先課題との整合性 (4) 他ドナーの援助政策との関連性 (5) 日本の比較優位性	極めて高い(highly satisfactory) A 全ての検証項目で極めて高い評価結果であった。 高い(satisfactory) B ほぼ全ての検証項目で高い評価結果であった。 一部課題がある(partially unsatisfactory) C 複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。 低い(unsatisfactory) D 複数の検証項目で低い評価結果であった。
結果の有効性	(1) 当初設定された目標・目的に向けてどの程度の財政的、人的、物質的資源が投入されたか(インプット) (2) 上記の投入の結果、当初設定された目標・目的に向けてどのような財・サービスが生み出され、どの程度計画どおりに実施されたか(アウトプット) (3) 当初設定された目標・目的がどの程度達成され、どのような短・中・長期的な効果があったか(アウトカム・インパクト)	極めて高い(highly satisfactory) A 全ての検証項目で極めて大きな効果が確認された。 高い(satisfactory) B ほぼ全ての検証項目で大きな効果が確認された。 一部課題がある(partially unsatisfactory) C 複数の検証項目で効果が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。 低い(unsatisfactory) D 複数の検証項目において効果が確認されなかった。
プロセスの適切性	(1) 開発協力政策策定プロセスの適切性 (2) 開発協力実施プロセスの適切性 (3) 開発協力実施体制の適切性 (4) 他ドナー、国際機関、多様な援助主体(民間、NGO 含む)との効果的な連携	極めて高い(highly satisfactory) A 全ての検証項目で極めて適切な実施が確認された。 高い(satisfactory) B ほぼ全ての検証項目において適切な実施が確認された。 一部課題がある(partially unsatisfactory) C 複数の検証項目において適切な実施が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。 低い(unsatisfactory) D 複数の検証項目において適切な実施が確認されなかった。

(6) 開発の視点からの評価レーティングの事例(トゴ 2013 に関する評価報告書より)

評価項目	検証項目		(サブレーティング)**	レーティング*
案件の妥当性	1	日本の上位政策との整合性	B 高い	B 高い
	2	トゴの開発ニーズとの整合性	B 高い	
	3	国際的な優先課題との整合性	B 高い	
	4	他ドナーとの関連性	-	
	5	日本の比較優位性	-	
結果の有効性	1	インプット	B 高い	B 高い
	2	アウトプット	A 極めて高い	
	3	アウトカム・インパクト	B 高い	
プロセスの適切性	1	案件形成プロセスの適切性	C 一部課題がある	C 一部課題がある
	2	実施体制・プロセスの適切性	C 一部課題がある	
	3	他の日本のODA案件との効果的な連携	C 一部課題がある	
	4	他ドナー・国際機関との効果的な連携	-	

(注) *レーティングに関して、外務省 ODA 評価ガイドライン第 11 版(2018 年 6 月)には以下のような点が記載されている。

(1) 外交の視点からの評価については、レーティングは行わない。

(2) 開発の視点からの評価におけるレーティングは 2011 年度から試行的に、2015 年度からは原則全ての案件に導入。ただし、アルファベットを用いた段階評定を標語に併記する形は 2017 年度から導入し、また、「ある程度高い」「高いとはいえない」といった標語は「一部課題がある」「低い」に改め、肯定的な表現に偏りすぎないように配慮した。

(3) レーティング基準は、A(極めて高い)、B(高い)、C(一部課題がある)、D(低い)である(詳細は別冊 1 コラム 1-1 を参照)。例えば、「結果の有効性」に関し 3 つの検証項目(例)が挙げられ、以下のレーティング基準が定められている。

- A(極めて高い): 全ての検証項目で極めて大きな効果が確認された。
- B(高い): ほぼ全ての検証項目で大きな効果が確認された。
- C(一部課題がある): 複数の検証項目で効果が確認された一方、一部改善すべき課題が確認された。
- D(低い): 複数の検証項目において効果が確認されなかった。

ただし、「極めて大きな効果」と「大きな効果」の判断基準について明確な定義はない。よって、評価チームでは、計画や期待どおりの評価結果が確認できたものは「大きい」、それ以上の場合を「極めて大きい」とした。その際、「平成 29 年度外務省実施分無償資金協力事後評価(内部評価)結果」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000434023.pdf>)も参考としたが、例えば、「結果の有効性」で「当初計画の約 3 倍となる」裨益を確認できた案件は「A(極めて高い)」、「特段問題ない」案件を「B(高い)」と評価されている。しかし、こうした基準では、インプットはどのような場合に「A(極めて高い)」と評価されるのか、という意見が第 3 回検討会にて出された。評価チームは、「B(高い)」はインプットが計画どおりであった場合であり、「A(極めて高い)」は、当初の予想とは異なる困難な治安情勢下でも予定どおりの期間で調達を実施された場合、供与総額内で競争入札によって当初計画以上の資機材の量が調達された場合などが該当すると考える。なお、外務省 ODA 評価室は「概ね B は十分満足できると理解している」との意見であった。

さらに、同ガイドラインには B と C について、「ほぼ全て」と「複数の」検証項目の違いに関し明確な定義はない。よって、本評価では、半分を上回る検証項目数(例えば「結果の有効性」では 3 つの検証項目のうち 2 つ)を「ほぼ全て」と定義した。

**本評価では、検証項目ごとにサブレーティングを付すことで、評価項目のレーティングの根拠を明示した(サブレーティングは上記評価ガイドラインで必ずしも求められていることではなく評価チームの判断に委ねられている)。一部の検証項目(他ドナー連携など)について、評価ガイドラインにおける個別案件評価の検証項目にあっても、本案件形成・実施時のノンプロジェクト無償の運用手引きになかった項目を評価することは公正(フェア)ではないという意見が第 3 回検討会で見られた。本評価の目的は当時の本案件担当部署の評価ではなく、無償資金協力の PDCA サイクルの改善にあり、そのために本案件のような無償資金協力に有用と判断した検証項目を本文中では分析しているが、レーティングにより生じ得る誤解を避けるため上記表では一部のサブレーティングを「-」と記している。なお、外務省無償資金協力個別案件の内部評価においては、他ドナーとの関連性、日本の比較優位性は、評価の必須項目ではなく案件次第としているとのことであった。

(7) 評価対象案件に直接的に関係する資料例(トーゴ 2013 に関する評価報告書の別冊より)

資料名(簡略に日本語で記載)(*印以外は取扱注意)	提供元・備考
本評価対象案件に関する: (1) 報道発表 交換公文(E/N) データ* (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000130.html) (2) 対象案件概要(入札説明会での配布資料) (3) トーゴ政府の要請書(仏文) (4) 財務実行協議資料(日本側)(一部抜粋) (5) 交換公文(E/N)本文(日本側、トーゴ側)(仏文) (6) 交換公文(E/N)の付属資料(日本側)(仏文) (7) JICS とトーゴ政府との調達代理業務契約(のうち、「業務の内容」が記載されている部分)(仏文) (8) JICS の業務完了報告書(仏文) (9) JICS の調達実績* (https://www.jics.or.jp/program/result_nonpro.pdf) (10) 見返り資金 5 事業の口上書・使用計画書(仏文) (11) 見返り資金使途協議・承認に関する資料(電信文書:稟請電、承認電) (12) 見返り資金 4 事業の完了報告書(仏文) (13) 交換公文(E/N)署名式に関するトーゴでの新聞記事(仏文)*	(1) (9) 以外は外務省から受領
<ul style="list-style-type: none"> ● 外務省対トーゴ事業展開計画(2012年4月現在) 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 2009年の対トーゴノンプロジェクト無償資金協力(ガソリン)に関する見返り資金1事業の「使用計画書」 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 見返り資金の概要(プレゼンテーション資料) ● 経済社会開発計画(旧ノンプロ無償)の概要 	
<ul style="list-style-type: none"> ● トーゴ月報(日本大使館作成) 	大使館から2014年分受領。2012-2013はなく、2015-2017は本件に関する記載は無い、とのこと。
<ul style="list-style-type: none"> ● トーゴの草の根無償(2008年以降)の案件名の対象県・地域名の仏語表記(見返り資金事業の対象地域・施設との照合のため依頼) 	大使館から受領
<ul style="list-style-type: none"> ● 中東アフリカ局 アフリカ第一課長作成(保存場所執務室)行政文書(e-govの「行政文書ファイル管理簿」より):「日トーゴ二国間関係(2011年)」、「日トーゴ二国間政策協議(エサオ大臣(大統領顧問))」、「トーゴ(2012年)」(外交の視点での分析資料として依頼) 	左記タイトルはリングファイル名。その中の各文書名は未公開で、評価チームがより関連し得る文書名を特定できず断念。
本評価対象案件に関する <ul style="list-style-type: none"> ● General Procurement Notice (July 1, 2013) ● 月例進捗報告書(平成27年2月度) ● ノンプロトーゴ共和国関係者リスト(更新日:2015年3月17日) 	JICS から受領
<ul style="list-style-type: none"> ● 対トーゴ共和国 事業計画作業用ペーパー(2018年10月1日現在) ● 専門家業務進捗報告書(平成28年1月1日~平成29年4月30日) 	JICA 本部から受領
<ul style="list-style-type: none"> ● トップ10ドナーの支援額(2013-2017)(中国を含む)* ● 本案件の見返り事業に関する要請書(2015年3月外務協力省のカバーレターに添付された同年2月の経済財務省の要請書) ● 本案件でのガソリン調達の応札書類の3社比較表 ● ガソリン価格に関する政府決定文書(2014年1月、6月~12月)* ● ガソリン(Super)の政府購入量(2013, 2014) 	トーゴ政府から受領

別冊4 他の外務省資料における個別案件に係る参考情報

(1) 外務省 ODA 第三者評価の政策レベルのスキーム別評価の例

2011 年度「食糧援助(KR)の第三者評価」: エチオピアの事例を含む二国間 KR のスキーム別評価である。以下のとおり提言において、スキーム文書の公表があるが、本業務対象とする「経済社会開発計画」でも、現時点では案件類型に関する情報の公表がなされていない。これは、個別案件の外部評価者が評価に際し、案件類型に共通の課題と、個別案件特有の課題を区別することを困難にしている一因と考えられる。

評価の概要【一部抜粋】

2001～2010 年度における食糧援助(KR)のスキームの政策は、

- ・ 日本の外交政策に照らしておおむね妥当であったが、国際社会の取組や援助潮流との整合性は不十分である。
- ・ 結果の有効性について確定的な評価結果は得られなかったが、食料不足の軽減、食料価格の安定、見返り資金による経済社会開発、外交の促進などの点で一定の成果を上げたと推測される。
- ・ プロセスの適切性については、現行の枠組みではおおむね適切に策定・実施されたと判断されるが、今後、政策の妥当性や結果の有効性を確保する上では改善すべき点がある。

今後のスキームの改定とより効果的・効率的な実施に向けた提言

- (1) KR のスキーム文書を策定・公表し、目的及び目的と手段との関係を明確にする
- (2) 「極度の飢餓の撲滅」を一層重視し、裨益対象を絞った援助を行う
- (3) 開発途上国の食料援助依存の低減と食料安全保障の確立への貢献を念頭に、日本の農業協力や他ドナー・NGO との連携を強化する
- (4) 定期的なモニタリング・評価を実施し、その結果を広報する

(出所)2011 年度「食糧援助(KR)の第三者評価」

(2) 無償資金協力に関する2013年度⁶³と2016年度の秋のレビューの検証⁶⁴

2013 年度には、「サブスキームを含め PDCA サイクルは確立されているのか」という点が議論され「確立されている」という有識者が 0 名、「確立されているとは言い難い」が 5 名であった⁶⁵。有識者の指摘として「スキームが全部で 16 あるというふうに事前の資料で伺っていますが、そのうち事後評価がきちんとされているのはその半分にすぎない、残りの 8 つのサブスキームについてはそれを行っていないと、そういう資料を頂いていますけれども、なぜ全てにわたってこの事後評価ができないのか」などがある。

2016 年度の秋のレビューでも、無償資金協力⁶⁶について以下の論点に基づき検証された。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① ODA には有償資金協力、無償資金協力、技術協力の形態が存在するが、効果的・効率的な ODA を実施するために、援助の目的と手段をどのように組み合わせしていくべきか。② 無償資金協力について、平成 29 年度には前年比約 240 億円増の予算要求をしているが、これには十分な根拠はあるか。③ 無償資金協力については、JICA や国際機関、NGO 等の支出先ごとの配分額・役割分担は適切か。④ 無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定はどのように行われているのか。そうしたプロセスは無償資金協力の目的を達成する観点から適切か。また、納税者に対する透明性や説明責任の確保が十分に図られているか。⑤ 無償資金協力の成果について、適切な評価を実施し、その評価結果をその後の援助に活かす仕組みが出来ているか。 |
|---|

外務省からは 2 種類の対象事業レビューシート(1:無償資金協力、2:経済協力評価調査)別に、各事業の目的、概要、成果(アウトカム)、活動(アウトプット)などが説明された。事業レビューシートでは、政策評価書における「基本目標 VI 経済協力」の「施策 VI-1 経済協力」として、事業所轄部局(国際協力局と ODA 評価室)が国費投入の必要性、事業の効率性、事業の有効性について点検・改善評価を行っている。

この 2016 年度のレビューでは、開発協力適正会議で取り上げられる案件の少なさ、予算執行の事後評価やフォローアップが部分的であること等、評価に係る多方面の課題について意見交換がなされた。また、JICA を通じて実施する案件と外務省が直接実施する案件の若干異なる業務の流れの説明もなされた⁶⁷。JICA を介さず外務省が実施する無償資金協力案件については、ある程度品目が特定されており詳細な調査を必要としない。また、先方政府に返済義務がなく本来非常に有効な外交ツールである無償資金協力の外交的効果を最大限目指すという観点から、基本的には首脳会談のときや、外務大臣が先方の外務大臣と話をするときに初めて発表するため事前に有識者の方にお諮りするというプロセスを踏むのは難しいと外務省より説明されている。こうした議論を踏まえ、外務省が実施する無償資金協力案件に関しては、事後の外部評価が導入された。

⁶³http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/h25_fall/index.html

⁶⁴なお、2013 年度と 2016 年度の 2 回とも評価者を務められた有識者は 1 名のみ(渡辺龍也 東京経済大学現代法学部教授)。

⁶⁵[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/h25_fall/pdf/gijiroku\(keikyuu\).pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/h25_fall/pdf/gijiroku(keikyuu).pdf)

⁶⁶<https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/H28/1st/index.html>

⁶⁷2016 年度秋のレビュー議事録 https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/H28/img/g7_1.pdf

(3) 「平成 28 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省の対応状況(平成 29 年 1 月 20 日現在)」(p.17)

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	外務省		
テーマ等	国際協力①(無償資金協力)		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な ODA(政府開発援助)を実施するために、援助の目的・性質に応じて有償資金協力・無償資金協力・技術協力を適切に実施すべきである。 ・無償資金協力については、真に必要な予算額に絞るとともに、JICA(独立行政法人国際協力機構)や国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や役割分担を明確に整理することで、国民に対して判断材料をより積極的に提供すべきである。 ・無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、ODAの目的を達成する観点及び納税者に対する説明責任を果たす観点から公表範囲、手法の拡大を含めて改善すべきである。 ・無償資金協力の成果については、定量的な評価を実施するなど、その後の援助にいかすための PDCA サイクルに関する整備を検討すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	平成 29 年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な ODA(政府開発援助)を実施するために、援助の目的・性質に応じて有償資金協力・無償資金協力・技術協力を適切に実施すべきである。 ・無償資金協力については、真に必要な予算額に絞るとともに、JICA(独立行政法人国際協力機構)や国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や役割分担を明確に整理することで、国民に対して判断材料をより積極的に提供すべきである。 	<p>「無償資金協力については、真に必要な予算額に絞る」との指摘を踏まえ、平成 29 年度予算の効果的・効率的な執行に努める。</p> <p>また、指摘を踏まえ、国民に対して判断材料をより積極的に提供するため、平成 29 年度に作成する行政事業レビューシートにおいて、JICAや国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や支援の内容を明記する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>平成 29 年 6 月末 行政事業レビューシート中間公表 平成 29 年 8 月末(予定) 行政事業レビューシート最終公表</p>	<p>指摘を踏まえ、無償資金協力の平成 29 年度予算につき、真に必要な予算額に絞った。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、ODAの目的を達成する観点及び納税者に対する説明責任を果たす観点から公表範囲、手法の拡大を含めて改善すべきである。 	<p>指摘を踏まえ、無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、以下のとおり公表範囲、手法の拡大を含めて改善する。</p> <p>(スケジュール)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 無償資金協力に関しては、これまで JICA 実施分については、2 億円以上の案件につき内部で事後評価を、10 億円以上の案件につき第三者による事後評価を行い、これを公表してきたが、今後は外務省が実施する無償資金協力についても、一定規模以上の案件につき、外交的に機微な部分を除き、評価結果を原則公表する方向で検討を進め、平成 29 年度から漸次公表していく。 2. 上記 1 の案件のうち更に規模の大きい案件につき、第三者による評価を実施し、評価結果を公表する方向で検討を進める。 	<p>関係部署間で協議し、評価結果の公表のあり方等を検討した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・無償資金協力の成果については、定量的な評価を実施するなど、その後の援助にいかすための PDCA サイクルに関する整備を検討すべきである。 	<p>指摘を踏まえ、無償資金協力の成果については、定量的な評価を実施するとともに、その後の開発協力を活かすための PDCA サイクルに関する整備を検討する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>定量的な評価を強化するため、無償資金協力の案件の評価フォーマットを見直し、改定したフォーマットに基づいて評価した結果を平成 29 年度から漸次公表していく。</p>	<p>関係部署間で協議し、評価フォーマットの見直しを行うなどの改善策を検討した。</p>	

(出所) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/dai26/siryou1.pdf>

(4)2013年度開発援助調査研究業務「ノン・プロジェクト無償資金協力による医療機器供与案件に係るフォローアップ調査」

概要は以下のとおりである⁶⁸(原文より抜粋し、下線は本業務チーム加筆)

調査対象国:ベトナム、フィリピン、インドネシア、スリランカ、モンゴル、パキスタン及びモロッコ。

1. 調査の結論

(1) 機材のフォローアップ

対象となったノンプロ無償スキームで調達済みの機材は、故障などの問題もなく、有効活用されていることが確認された。また、未納入の機材については、実施機関(保健省)及びエンドユーザー(医療機関)がそれぞれ受領準備を進めていることが確認された。

(2) 機材のニーズ

本調査の対象となった7カ国全てでエンドユーザー候補が多数あり、医療機材、中でも高度画像診断装置のニーズが高いことが確認された。今回の調査対象医療機関は各対象国のトップレフェラル(適切な患者紹介・搬送システムの最高位)に位置する医療機関が多いが、他にも同等レベルの医療機関が存在し、いずれの国においても国全体ではさらに大きなニーズがあると推測される。

(3) 医療機材の調達に対する評価

ア 対象国

調査対象国ではいずれも日本の医療機材のニーズが高く、同医療機材の供与に対して評価されていることが確認された。

イ 日本側関係者

メーカー、OMETA など日本側関係者からの総合的評価は、これまで日本の高度医療機材を主に供与できる ODA スキームはなく、特に医療機材ノンプロ無償は日本製高度医療機材の海外展開に貢献するという肯定的なものであった。

2. 課題

(1) 機材の維持管理体制

医療機材ノンプロ無償では、エンドユーザーである医療機関に対し、調達代理機関により予算、技術レベル等をはじめとする維持管理体制の確認をしているが、OMETA 及びメーカーからは、医療機材の場合、調達代理機関のみによる確認だけでなく、医療コンサルタント等による事前調査を実施することが望ましいとのコメントが寄せられている。

(2) MRI、CT 等の調達条件

MRI、CT 等は高度画像診断装置の代表的機材であり、ノンプロ無償スキームによって MRI や CT などの高度画像診断装置の調達を問題なく実施していくためには、コンサルタントなど専門技術者を活用した事前調査の実施、あるいは応札者及びメーカーによる入札前あるいは契約後の調査の義務付けをスキームにうまく組み込む必要がある。

(3) 日本タイトの範囲

以下の課題があげられる。

ア 周辺機器、アクセサリ、スペアパーツの原産国

原則としては、本体のみならず、周辺機器、アクセサリ、スペアパーツも日本製であることが望ましいが、製造業の現状では全て日本製とすることは極めて困難である。

イ 日本メーカーが海外で製造している機材

医療機材ノンプロで要請があった機材について、一部メーカーから日本では製造しておらず、海外の工場でのみ生産しているという情報があつた。

3. 提言

(1) 事前調査の実施

ノンプロ無償の長所である足の速さを損なわない範囲で、必要最小限の期間とコストで医療分野、医療機材の専門知識を有した人材による事前調査を実施することが望ましいと考えられることから、供与資金から雇用したコンサルタントあるいは調達代理機関が個別に契約した技術者による簡易的な事前調査を実施することを提案したい。

(2) MRI、CT 等の先端医療機器の設置に係る付帯工事込みの契約

MRI、CT、X 線撮影装置等については、設置に係る付帯工事(シールド工事等)を調達代理機関とサプライヤーとの間の契約に含め、機材の調達から設置まで一貫してサプライヤーに責任をもって実施してもらうことを提案する。こ

⁶⁸ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072998.pdf>

のにより、設置工事に係るトラブルを回避できるとともに、適切な工事により長期に渡る機材の使用に資すると考えられる。

(3) スペアパーツやメンテナンス契約に対する支援の可能性

(ア) スペアパーツに対する支援

スペアパーツの中には、例えば、CT の X 線管球のように高額なものもある。このようなスペアパーツについて、最初の交換(CT の X 線管球であれば 2、3 年後)は当初の機材調達契約に含め、日本製のスペアパーツを必要になった際にサプライヤーが現地代理店を通じて供給するという方法(契約条件に含める)がとれば、機材の確実な使用年数が延び、メーカーにとっての販路拡大にもつながると考えられる。

(イ) メンテナンス契約に対する支援

ノンプロ無償の機材調達契約の中に、エンドユーザーとメーカー代理店との間のメンテナンス契約費用を含めることを明確に規定することにより、サプライヤーとメーカーとの認識の相違やメンテナンス・サービスに係るトラブルを回避できると考えられる。

別冊5 JICAの評価に関する参考情報

JICAの事前評価表の項目の事例は、以下のとおりである。

<p>事業事前評価表(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款(フェーズ 2)L/A 調印日:2020年8月27日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本情報 2. 事業の背景と必要性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け (2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け (3) 他の援助機関の対応 3. 事業概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業目的 (2) プロジェクトサイト/対象地域名 (3) 事業内容 (4) 総事業費 (5) 事業実施期間 (6) 事業実施体制 (7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担 (8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類 (9) その他特記事項 4. 事業効果 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定量的効果 (2) 定性的効果 5. 前提条件・外部条件 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用 7. 評価結果 8. 今後の評価計 	<p>事業事前評価表:PRS 無償用(ガーナ共和国貧困削減戦略計画(保健セクター))</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 案件名(国名) 2. 事業の背景と必要性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該国における保健セクター/北部の開発の現状と課題 (2) 当該国における保健セクター/北部の開発政策における本事業の位置付けと必要性 (3) 当該国の保健セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績 (4) 他の援助機関の対応 3. 事業概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的 (2) プロジェクトサイト/対象地域名 (3) 総事業費/概算協力額 (4) 事業実施スケジュール(協力期間) (5) 事業実施体制 (6) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発 (7) 他事業・ドナーとの連携・役割分担 (8) その他特記事項:特になし。 4. 外部条件・リスクコントロール 5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓 <ol style="list-style-type: none"> (1) 類似案件の評価結果 (2) 本事業への教訓 6. 評価結果 <ol style="list-style-type: none"> (1) 妥当性 (2) 有効性(支援対象プログラムの評価指標等) <ol style="list-style-type: none"> ① 定量的効果 ② 定性的効果 7. 今後の評価計画
---	---

(出所)

ケニアユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款(フェーズ 2)

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_KE-C7_1_s.pdf

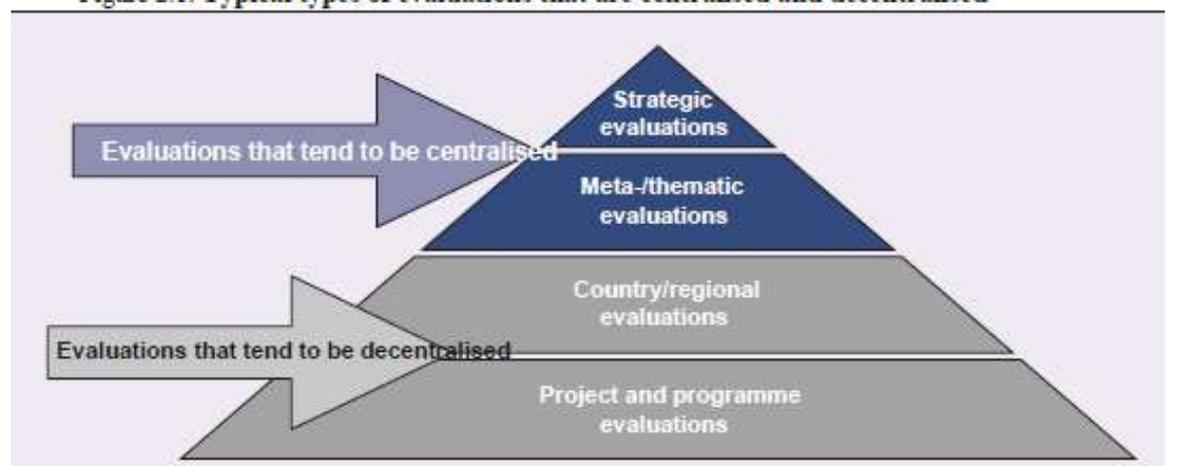
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1660690_1_s.pdf

別冊6 他ドナーと他分野の評価に関する参考情報

(1) OECD からの参考情報

OECD-DAC 「Evaluation Systems in Development Co-operation: 2016」より抜粋: 国別/地域別評価、プロジェクトやプログラム評価という事業レベルの評価は、各実施部署(オペレーションユニット)に分権化の傾向にあることを示す

Figure 2.1. Typical types of evaluations that are centralised and decentralised



OECD 「International Development Statistics (IDS) online databases」よりダウンロード: 外務省実施の二国間無償資金協力案件の主要な資材である燃料支援は、以下の赤字の VI.3. Other Commodity Assistance に分類されるが、他ドナーは該当する支援をほとんど実施していないことを示す。

Aid (ODA) by sector and donor: VI. Commodity Aid / General Programme Assistance

Unit	US Dollar, Millions, 2018						
	Year	2013	2014	2015	2016	2017	2018
Japan							
VI.1. General Budget Support		2358.24	360.53	551.8	586.7	1013.01	300.5
VI.2. Development Food Assistance		118.28	79.56	100.55	87.09	74.24	95.71
VI.3. Other Commodity Assistance		208.72	205.51	155.21	133.68	84.14	32.45
US							
VI.1. General Budget Support		626.3	188.6	304.1	16.6	163.98	214.05
VI.2. Development Food Assistance		534.82	536.23	876.64	597.29	581.95	1105.52
VI.3. Other Commodity Assistance	
France							
VI.1. General Budget Support		339.09	211.22	142.94	175.07	918.92	414.11
VI.2. Development Food Assistance		42.92	44.18	43.85	41.38	43.91	50.49
VI.3. Other Commodity Assistance		0.01	0	0.01
Germany							
VI.1. General Budget Support		27.93	2.49	269.57	101.5
VI.2. Development Food Assistance		49.95	194.8	167.59	488.91	301.72	315.09
VI.3. Other Commodity Assistance	
UK							
VI.1. General Budget Support		18.11	..	84.87
VI.2. Development Food Assistance		86.01	6.17	13.7	12.56	7.14	23.33
VI.3. Other Commodity Assistance	
IDA							
VI.1. General Budget Support		..	26.53
VI.2. Development Food Assistance		56.98	12.91	..	17.89	26.89	36.6
VI.3. Other Commodity Assistance	

OECDのデータベースにおけるセクター分類

Donor	Japan						
Aid type	Total ODA						
Amount type	Constant Prices						
Unit	US Dollar, Millions, 2018						
Year	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
Sector							
I. Social Infrastructure & Services	3062.3	2831.46	3879.84	3540.62	3306.66	3039.31	..
I.1. Education	511.12	773.23	581.14	508.95	858.53	659.6	..
I.1.a. Education, Level Unspecified	233.52	148.86	171.04	145.43	328.94	286.46	..
I.1.b. Basic Education	72.25	45.61	45.24	60.66	88.68	69.89	..
I.1.c. Secondary Education	34.17	75.79	61.45	39.13	57.74	44.07	..
I.1.d. Post-Secondary Education	171.18	502.98	303.4	263.73	383.16	259.17	..
I.2. Health	408.06	463.72	799.17	665.85	298.84	538.61	..
I.2.a. Health, General	145.96	117.54	500.89	249.84	103.93	371.73	..
I.2.b. Basic Health	262.1	346.18	298.29	416.01	194.91	166.88	..
I.3. Population Policies/Programmes & Reproductive Health	49.76	51.78	49.49	44.81	41.37	38.7	..
I.4. Water Supply & Sanitation	1482.4	748.61	1913.4	1303.53	1504	1134.53	..
I.5. Government & Civil Society	469.66	426.64	426.79	439.19	396.68	422.47	..
I.5.a. Government & Civil Society-general	388.65	343.34	355.17	334.28	347.56	304.09	..
I.5.b. Conflict, Peace & Security	81.01	83.31	71.61	104.91	49.13	118.38	..
I.6. Other Social Infrastructure & Services	141.31	367.47	109.85	578.28	207.24	245.4	..
II. Economic Infrastructure & Services	8238.56	7769.07	11303.38	10539.89	10025.62	11060.28	..
II.1. Transport & Storage	6139.91	4691.14	7015.24	7883.2	7866.77	9589.42	..
II.2. Communications	36.83	162	127.44	55.86	43.46	18.96	..
II.3. Energy	1977.08	2881.77	4122.92	2562.54	2077.01	1365.75	..
II.4. Banking & Financial Services	70.96	24.98	26.13	25.93	23.04	70.96	..
II.5. Business & Other Services	13.78	9.17	11.65	12.36	15.34	15.19	..
III. Production Sectors	1253.61	1577	1569.99	897.48	2751.04	1452.13	..
III.1. Agriculture, Forestry, Fishing	601.86	703.81	763.11	672.7	2214.1	1134.83	..
III.1.a. Agriculture	481.8	492.79	678.11	415.98	1743.39	817.93	..
III.1.b. Forestry	39.3	139.77	28.24	34.93	217.67	243	..
III.1.c. Fishing	80.77	71.25	56.76	221.77	253.04	73.9	..
III.2. Industry, Mining, Construction	520.52	736.41	751.3	165.01	482.29	261.71	..
III.2.a. Industry	508.76	678.33	742.38	156.23	472.39	252.17	..
III.2.b. Mineral Resources & Mining	11.02	57.45	8.27	8.3	7.06	9.54	..
III.2.c. Construction	0.74	0.64	0.66	0.48	2.83
III.3.a. Trade Policies & Regulations	89.96	124.63	45.37	44.12	42.34	45.79	..
III.3.b. Tourism	41.27	12.15	10.21	15.67	12.32	9.8	..
IV. Multi-Sector / Cross-Cutting	1175.5	1432.17	1898.35	3075.17	1656.22	973.31	..
IV.1. General Environment Protection	221.78	287.16	306.45	160.53	130.03	48.49	..
IV.2. Other Multisector	953.72	1145.01	1591.9	2914.63	1526.19	924.82	..
V. Total Sector Allocable (I+II+III+IV)	13729.97	13609.72	18651.55	18053.17	17739.53	16525.03	..
VI. Commodity Aid / General Programme Assistance	2685.25	645.6	807.56	807.48	1171.39	428.66	..
VI.1. General Budget Support	2358.24	360.53	551.8	586.7	1013.01	300.5	..
VI.2. Development Food Assistance	118.28	79.56	100.55	87.09	74.24	95.71	..
VI.3. Other Commodity Assistance	208.72	205.51	155.21	133.68	84.14	32.45	..
VII. Action Relating to Debt	2005.63	..	42.6	15.05	19.39	23.72	..
VIII. Humanitarian Aid	747.03	1095.55	1199.94	904.92	858.21	571.04	..
VIII.1. Emergency Response	575.65	460.94	818.66	630.4	588.72	411.52	..
VIII.2. Reconstruction Relief & Rehabilitation	75.43	562.41	240.52	48.82	19.33	85.62	..
VIII.3. Disaster Prevention & Preparedness	95.95	72.19	140.77	225.69	250.16	73.91	..
IX. Unallocated / Unspecified	642.69	650.76	694.51	865.71	764.54	1740.22	..
Total (V+VI+VII+VIII+IX)	19810.57	16001.63	21396.16	20646.33	20553.06	19288.66	..

Data extracted on 23 Nov 2020 05:36 UTC (GMT) from OECD.Stat

2019年版開発協力参考資料集に掲載の主要DAC諸国の二国間政府開発援助の分野別配分（2018年）

分野	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
社会インフラ(教育、保健、上下水道等)	15.8	49.0	44.9	33.3	33.1
経済インフラ(輸送、通信、電力等)	57.3	3.3	7.2	12.8	19.5
農林水産分野(農業、林業、漁業等)	5.9	3.9	10.3	4.4	3.0
工業等その他生産分野(鉱業、環境等)	6.7	4.2	18.5	20.1	12.5
緊急援助(人道支援等)、食糧援助	3.5	26.9	3.0	1.5	12.0
プログラム援助等(債務救済、行政経費等)	10.9	12.7	16.1	27.9	19.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)
 (注) 約束額ベース、単位: %。四捨五入の関係上、各分野の合計が100%とならないことがある。卒業国向け援助を除く。

(2) ドナーの評価報告書例の検索サイト

米	Foreign Assistance Evaluations https://www.state.gov/foreign-assistance-resource-library/foreign-assistance-evaluations/	国務省の評価報告書(Ex Post Evaluation 含む)のリンク、USAID 評価報告書(Final Evaluation Report 含む) 検索 サイト (Development Experience Clearinghouse)へのリンク
英	DFID Evaluations completed https://www.gov.uk/government/collections/evaluations-completed-april-2018-to-march-2019	2012 年からの Evaluation の Independent reports のタイトルとリンクが年度別に表示される
独	GIZ's Academy https://mia.giz.de/esearcha/browse.tt.html	検索用語に「Central project evaluation」と記入し検索すると評価報告書のリンクが表示される
仏	1)3 機関(欧州・外務省、財務省、AFD) 共同の議会への評価説明資料のサイト https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/photos-videos-publications-infographies/publications/enjeux-planetaires-cooperation-internationale/evaluations/rapports-conjoints-au-parlement-sur-les-evaluations-de-l-aide-publique-au/ 2)AFD Library https://www.afd.fr/en/ressources-accueil	1) 例えば、Évaluation de l'aide publique au développement française 2016-2017 へのリンクがあり、3 機関の評価報告書の総括がなされている。 2) AFD Library では Resource Type で Evaluation を選択すると、評価報告書へのリンクが表示される
世銀	IEG (評価グループ) のレポート 検索 サイト https://ieg.worldbankgroup.org/ieg-search	検索ウィンドウの Report/Evaluation Type で評価の種類を指定して個別の評価報告書が検索可能

(3) 事業の検索サイト

米	FOREIGNASSISTANCE.gov https://www.foreignassistance.gov/	米国政府の全ての外国援助事業の基礎データ(funding agency, managing agency, award, value など)がエクセルにてダウンロード可能(同一プロジェクトでも award 別に行が分けてデータが入力してあるように、プロジェクトベースのデータではないので、評価報告書などへのリンクはない)
英	Development Tracker https://devtracker.fcdo.gov.uk/	FCDO と他の政府機関による国際開発プロジェクト情報を含む。各プロジェクトのサイトの Documents を選ぶと Logical framework, Annual review, Project completion review などの標準的文書が表示されダウンロード可能。
独	Project data https://www.giz.de/projekt-daten/index.action?request_locale=en_GB	GIZ のプロジェクトの概要(金額、目的、パートナー等)の情報が検索可能。(評価報告書などへのリンクはない)
仏	Project data https://www.afd.fr/fr/carte-des-projets	AFD のプロジェクト(グラント、ローン等)のリストと各案件の概要サイトへのリンクが表示される。(関連報告書へのリンクはあるが、評価報告書へのリンクは確認できなかった)
世銀	Project & Operation https://projects.worldbank.org/	世界銀行のプロジェクトの検索ができ、プロジェクト別のサイトへのリンクが表示される。プロジェクト別のサイトでは、DOCUMENT というサブサイトにて審査書、合意書(legal documents)、実施状況報告書、終了時報告書(ICR)などの文書がダウンロード可能。

(出所) 本業務チーム作成。

別冊7 現行評価手法(ODA評価ガイドライン)と比べた本業務の提案事項

以下の表では、外務省の実施する無償資金協力個別案件に関する現行の ODA 評価ガイドラインの主な内容につき、本業務で提案している評価手法との対応を簡潔に記す。

現行評価手法(ODA評価ガイドライン)に沿った主な確認箇所と検証事項の例

	現行の ODA 評価ガイドラインや仕様書の記載事項	本業務での提案
1	評価の目的	
(1)	評価においても、ODA の管理改善及び国民への説明責任の確保を目的としている	
2	評価の対象範囲(目標体系図/ロジックモデル)	
(1)	様式: 目標体系図/ロジックモデル	案件概要表
(2)	見返り資金による事業: 基本的には ODA 評価の対象には含まない、ただし見返り資金による事業が完了済のケースで「結果の有効性」等において有意な評価結果を導くことが期待できる場合は評価実施計画時の外務省側との協議次第で含めることも可能。	基本的に含める
(3)	マクロとミクロの視点: 評価対象の案件を巡る一連の日本の開発協力方針・政策も検証し、当該政策の一環としての案件(マクロの視点)、案件そのもの(ミクロの視点)の双方をバランスよく持つことが重要。	個別事業レベルの評価では評価の対象は個別案件で、マクロの視点は妥当性の日本の政策との整合性の評価設問で分析するという整理
3	開発の視点からの評価基準と検証項目	
3.1	案件の妥当性	
(0)	全般: 国別開発協力方針や MDGs/SDGs の目標等の用語のみ捉えて、形式的に整合性があるとするような安易な検証は避け、それら趣旨に適切に沿った形で実施されたかを検証	個別案件の妥当性評価では、案件が意図した目標とデザイン(計画)の関連政策との整合性、具体的な位置づけを検証し、実施については有効性で検証するという整理
(1)	検証項目(i) 日本の上位政策との整合性(案件策定時点だけでなく、評価対象期間において整合的か)	評価設問1-1-2に対応
(2)	検証項目(ii) 被援助国の開発ニーズとの整合性	評価設問1-1-1に対応
(3)	検証項目(iii) 国際的な優先課題との整合性(MDGs/SDGs をはじめ、国際社会の取組・援助潮流との関連性)	評価設問1-1-2に対応(日本政府が合意している国際的な優先課題であり日本政府の上位政策の一部と解釈)
(4)	検証項目(iv) 他ドナーの援助政策との関連性(他ドナーとの相互補完性、差別化)、案件によっては検証項目として適当かを判断の上選択的に用いる	評価設問1-2-1に対応(外務省が実施する無償資金協力の性質上、案件によっては検証項目として適当であれば、選択的に用いる)
(5)	検証項目(v) 日本の比較優位性(一連の関連政策の中で、本案件が日本の比較優位のある分野に選択・集中した結果であると認められるか): 案件によっては検証項目として適当かを判断の上選択的に用いる	評価設問1-1-2や1-2-2に対応。ただし、日本の比較優位性のある分野に選択と集中という点に限らず、日本の製品や日系企業の海外展開の推進等の国益の観点からの外交上の妥当性を加味した評価設問としている。
3.2	結果の有効性	
(1)	検証項目(i) 当該案件にどれくらいの財政的、人的及び物質的資源が投入されたか(インプット)	評価設問2-1-1に対応
(2)	検証項目(ii) 当初設定された目標に向けてどのような財・サービスが生み出され、どの程度価値どおりに援助が行われたか(アウトプット)	評価設問2-1-2に対応
(3)	検証項目(iii) 当該案件の実施によって、当初設定された目標・目的がどの程度達成され、どのような短・中・長期的効果があったか(アウトカム、インパクト)、案件単体の実施でどの程度長期的な効果が出ているのか測定することは困難であることも多いため、案件の性質や、案件実施によって想定されていた目標・目的とその範囲を十分に踏まえた上で	評価設問2-1-3/2-1-4/2-1-5に対応、また見返り資金の積立義務のある案件は評価設問2-2にも対応

	検証	
3.3	プロセスの適切性	
(0)	全体	「案件の妥当性」、「実施と結果の有効性」における要因分析と位置付け。評価設問1-4、2-3に対応。
(1)	検証項目(i) 当該案件における開発課題の把握(先方政府との協議など)	評価設問1-4に対応
(2)	検証項目(ii) 他のスキームとの効果的な連携(検証が適切かつ有効な場合に選択的に検証項目とする)	評価設問1-4に適すれば含まれる
(3)	検証項目(iii) 関係機関の援助実施体制	評価設問1-3、2-3に対応
(4)	検証項目(iv) 案件の実施状況を定期的に把握するプロセス	評価設問1-3、2-3に対応
(5)	検証項目(v) 他ドナー、国際機関、多様な援助主体(民間、NGO含む)との効果的な連携など(検証が適切かつ有効な場合に選択的に検証項目とする)	評価設問1-3、2-3に適すれば含まれる
4	外交の視点からの評価基準と検証項目	
4.1	外交的な重要性(日本の国益にとってなぜ重要と言えるのか)	
(0)	全体: ガイドラインでは外交の視点からの評価に関し特に個別案件の評価への言及はないが、2019年度からの個別案件の評価に係る貴省仕様書に次のような点が加えられた。個別の案件について「外交の視点からの評価」を行うことは困難であるため、「評価対象案件の実施に当たっての戦略の妥当性」を検証することとし、外交政策上、評価対象である個別案件がなぜ、この時期に、当該対象国に、この協力内容で実施されたのかとの観点で評価を行うこと	評価設問1-1-2、1-2-2に含まれる
(1)	検証項目(i) 当該案件が国際社会や地域の優先課題/地球規模課題の解決にとってどのような点で重要と言えるか(国際社会・地域の平和・安定・繁栄への貢献、自由、民主主義、法の支配等の基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持への貢献)	評価設問1-1-2、1-2-2に含まれる
(2)	検証項目(ii) 当該案件が対象となる被援助国との二国間関係でどのように重要と言えるか。特に、当該国への ODA が日本との歴史的な関係、被援助国が置かれる地政学的位置、被援助国で影響力の大きい新興ドナーとの関係等から、どのような点で重要と言えるか。	評価設問1-1-2、1-2-2に含まれる
(3)	検証項目(iii) 当該 ODA が日本の平和と安全・繁栄、日本国民(企業含む)の安全・繁栄にとってどのような点で重要と言えるか。	評価設問1-1-2、1-2-2に含まれる
4.2	外交的な波及効果	
(1)	全体: ガイドラインでは評価対象となるODAが日本の国益の実現にどのように貢献したのかを検証し、当該ODAの「外交的な波及効果」を確認すると記載があるが、特に個別案件の評価への言及はない。2020年度の個別案件の評価に係る外務省の仕様書では次のような点が加えられた。「外交的な波及効果」については、個別案件単体での長期的な外交的波及効果を測定することは困難である場合も多いため、具体的検証項目の例示はあるものの、必ずしも例示の検証項目を網羅的に用いる必要はなく、案件の実施に先立ち想定されていた外交上の目的に照らし、特筆事項があれば記載する。	
(3)	検証項目(i) 国際社会における波及効果(国際社会における日本のプレゼンス・信頼感への貢献、国際社会における日本の立場に対する理解・支持への貢献、これらの効果を最大化するための供与のタイミングや、積極的な国際社会向け広報)	評価項目2-1-5に対応、2-1-2にも含まれる
(4)	検証項目(ii) 二国間関係における波及効果: 首脳レベルから草の根レベルに至るまで交流の活発化、日本や日本人に対する理解・好感度の向上、親日派・知日派の拡大、訪日人数の拡大、被援助	評価項目2-1-5に対応、2-1-2にも含まれる

	国政府の日本に対する信頼向上(政府高官の発言等を時系列で分析)、被援助国の政府・立場変更への影響(日本の国益に沿ったものに限る)、被援助国で特に影響力の大きい新興ドナーとの比較で、日本のプレゼンスの相対的向上、日本の危機(緊急災害時等)に際しての支援、これらの効果を最大化するための供与のタイミングや積極的な現地広報	
(5)	検証項目(iii)日本国・国民に対する波及効果:日本の平和と安定、日本国民の安全の確保への貢献、日本企業・団体(特に中小企業)への裨益、日本経済への波及効果(経済成長、雇用)、エネルギー資源などの安定供給確保への貢献、上記の効果を最大化するための供与のタイミングや積極的な国内広報	評価項目2-1-5)に対応、2-1-2)にも含まれる
5	提言	
(1)	宛先及び対象の明示:提言の対象範囲として、2020年度の個別案件の評価に係る外務省の仕様書では、提言を導くに際して、本評価はスキームの評価ではないことに留意しつつ、実現可能性にも留意すること、との記載がある。	提言のレベル・宛先の明示化を4段階に分けて提案
6	レーティング	
(1)	4段階評価:開発の視点からの評価基準のレーティングは4段階で行うが、それらに基づく総合評価についてのレーティングは行わない	評価基準・評価設問の提案に基づき新たなレーティング基準を提案
(2)	外交の視点からの評価は、当面はレーティング基準に基づく評価は行わないこととし、その一方で、国民への説明責任を果たすために極力分かりやすい内容と結論を記述することとする	同上(外交の視点も加味したレーティング方法を提案)
(3)	各評価基準(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)のレーティングを判断する際に、評価チームが独自に検証項目ごとにサブレーティングをつけ、そのサブレーティングの結果を総合して項目のレーティングを決定する場合、評価チームはサブレーティングと ODA 評価ガイドラインに既定のレーティングの関係を明確にし、評価実施計画にサブレーティングとレーティングの基準を盛り込むとともに、関係者に説明する	同上(サブレーティングと根拠をより意識したレーティング方法を提案)
他	ODA評価実施の流れ(評価チームによる評価手法・実施に係る部分のみ抜粋)	
(1)	(2019年度からの追加部分)評価実施に先立つ説明・意見交換の実施:評価対象政策主管課室による評価対象政策についての説明(評価対象政策の主管課室は、評価チームが実施計画を策定するに当たり、評価対象に関して、外務省として設定している目的(①開発上の目的、②外交政策上の目的の両方)、目的に照らした現状認識、課題等の概要を評価チームに対して説明する	評価チームに契約後に案件に係る基本情報の一式を提供することを提案。

(出所)本業務チーム作成。